

令和3年第三回定例会

八丈町議会会議録

令和3年 9月7日 開会

令和3年 9月8日 閉会

八丈町議会

令和3年第三回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月7日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	6
一般質問	6
宮崎陽子君	7
金川孝幸君	13
山本忠志君	22
浅沼隆章君	31
山下則子君	35
沖山恵子君	37
岩崎由美君	44
山下巧君	54
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	64
議案第53号の上程、説明、質疑	65

延会の宣告	8 7
署名議員	8 9

第 2 号 (9月8日)

議事日程	9 1
出席議員	9 2
欠席議員	9 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 2
事務局職員出席者	9 3
開議の宣告	9 4
会議録署名議員の指名	9 4
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6
議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
議案第 5 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
議案第 5 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
議案第 5 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
議案第 5 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 5
議案第 6 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
議案第 6 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
議案第 6 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 1
議案第 6 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
議案第 6 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 5
認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 6
認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 2
認定第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 5
認定第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 9
報告第 4 号の上程、説明、質疑	1 5 1
報告第 5 号の上程、説明、質疑	1 5 3
発議第 2 号の上程、説明、採決	1 6 7

発議第 3号の上程、説明、採決	168
発議第 4号の上程、説明、採決	169
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	171
閉議及び閉会の宣告	172
署名議員	173

八丈町告示第32号

令和3年第三回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和3年8月31日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 令和3年9月7日(火) 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	广江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

不応招議員（なし）

令和3年第三回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 承認第11号 専決処分事項の報告及び承認について（令和3年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 7 承認第12号 専決処分事項の報告及び承認について（令和3年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 8 同意第 4号 八丈町教育委員会教育長の任命の同意について
- 第 9 同意第 5号 八丈町教育委員会委員の任命の同意について
- 第10 議案第53号 令和3年度八丈町一般会計補正予算
- 第11 議案第54号 令和3年度八丈町介護保険特別会計補正予算
- 第12 議案第55号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第13 議案第56号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第57号 令和3年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第15 議案第58号 八丈町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第59号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第60号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約
- 第18 議案第61号 表層浮漁礁M-4型（シンカー版）資材購入契約
- 第19 議案第62号 電源照明車購入契約
- 第20 議案第63号 八丈町土地改良事業計画（中之郷銚子の口ため池改修工事）の策定について
- 第21 議案第64号 八丈町土地改良事業計画（大賀郷地区畑地灌漑施設改修工事）の策定

について

出席議員（14名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
11番	廣江才君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
消防長	菊池邦彦君	総務課長	菊池正勝君
総務課 主幹	高橋太志君	企画財政 課長	笹本博仁君
税務課長	福田高峰君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	奥山勉君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	高野秀男君	企業課長	菊池拓君
病院 事務長	菅原宏幸君	教育課長	菊池良君
会計課長	田村久美君	代表 監査委員	浅沼拓仁君
企画 財政課 財政係長	冲山晃君	建設課 建設係長	浅沼晶君
総務課 庶務係長	大川和彦君		

事務局職員出席者

議事 事務局 長	和田一宏君	庶務係長	山本良太君
書記	葛馬仁道君	書記 (録音)	佐治涉君

◎開会及び開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

皆さんお元気で出席されてよかったと思います。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、令和3年第三回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に11番、12番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より9月9日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、議長報告及び議員派遣結果報告についてですが、お手元に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

陳情書等については、8月31日開催の議会運営委員会において審議の結果、議員配付と決定いたしましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（山下奉也君） 皆さん、おはようございます。

行政報告ですが、会議もなかなかウェブ会議とか、そういう部分で対応しているんですけども、このように長い期間、コロナの影響により、なかなかテレビ会議等、慣れるまで進まない部分もありまして、3回ばかり上京しております。

7月7日ですが、全離島の関係で、正副会長会議を行っております。

また、7月20日ですが、一部事務組合の定例会、また、議長会と合同の研修会等に参加しております。また、東京都の町村会、合同の議長会との会議も行っております。

7月27日ですけれども、東京都の土地改良事業団体連合会の理事会は、土地改良の会議が、ウェブ会議とかそういう制度もございませんで、なかなか上京して会議を開かないとということ。

東京都の農業は、なかなか今、後継者が少なく、いろいろ都内でも土地改良事業等はほとんどないような状況の中で厳しい運営を迫られておりまして、ただ最近、災害等でため池の問題とか、そういう部分がありまして、土地改良事業の事業も多少は増えてきておりまして、厳しい運営の中で、最近はちょっと経営も成り立ってきてはいますが、なかなか土地改良といいますと、技術、東京都の農業、都庁のOBさんとか、いろいろ手助けを受けているんですけども、なかなか農業関係の特許を取るというのはすごく厳しい状況の中でありまして、また、会長をしておりますけれども、大変な状況ではあります。

8月1日ですけれども、小笠原の森下村長さんがお亡くなりになりまして、上京しまして、葬儀に参列しております。

以上です。

◎一般質問

○議長（奥山幸子君） これより日程第5、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。会議規則第62条により、質問は3回までとし、質問時間は答弁を含め1時間以内で行うことといたします。

◇ 宮 崎 陽 子 君

○議長（奥山幸子君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

1 番、宮崎陽子さん。

（1 番 宮崎陽子君 登壇）

○1 番（宮崎陽子君） 皆さん、おはようございます。

初めに、コロナ禍で生まれた差別や偏見、このようなご時世になってから、愛媛の有志の方々により、暮らしやすい町を願って取組が始まったプロジェクトがあります。それはシトラスリボンプロジェクトです。今、私が身につけているバッジがシトラスリボンです。ご存じの方も多いと思いますが、改めてご紹介します。

愛媛特産の柑橘にちなんで、シトラス色のリボンや専用ロゴを身につけ、ただいま、おかえりと、優しく温かな地域づくりを目指す活動が、今、全国で広まりつつあります。リボンやロゴで表現する3つの輪は、地域と家庭と職場もしくは学校です。感染者が出た、出ないということ自体よりも、感染が確認されたその後に的確な対応ができるかどうかで、その地域のイメージが左右されると言われています。

みんなが心から暮らしやすい町を目指して、このたびシトラスリボンプロジェクトに賛同されている栃木県さくら市議会議員の福田先生からシトラスリボンが届きました。私もこのリボンを身につけて活動したいと思います。そして、福田先生が活動されている栃木県からのシトラスリボンのメッセージもご紹介します。

当たり前と思っていた普段の暮らしを揺さぶっているCOVID-19。今やどこにいても何をしていても、いつだって、誰だって感染のリスクはゼロではありません。感染拡大を防ぐためには、さらなる行動変容が必要になると同時に、誰もが少しでも心伸びやかに暮らせるような町の在り方が今こそ問われているかもしれません。

ウイルス感染拡大阻止はもちろん大事です。経済対策も大事です。でも、もう一つ忘れてはならないことは、たとえウイルスに感染してしまっても、誹謗中傷されず、差別のない社会であること。お互いが相手を優しい心で受け止められる空気であってこそ安心・安全が守られる町なのだと思います。

私たちの暮らしを守るために日々奮闘しておられる方々への感謝も込めて、ただいま、おかえりって言い合える優しさにあふれる人の輪を、ここ栃木からも。

このような活動について、八丈町でも理解が深まることを願っています。これは要望となります。

ところで、コロナ禍になってから、不安といら立ちを募らせる人々が増えているこのようなどきだからこそ、政治の真価が問われています。

新型コロナウイルスの影響により、八丈町で未来を担う島の子供たちの活躍も大手を振って応援することもはばかれる現状であることから、保護者の方々より多くの声が寄せられました。

その中で、東京市町村自治調査会協賛事業、島嶼地域の子供たちによるフットサル大会愛らんどリーグは、1994年より毎年恒例となっている大切な行事であり、開催に向けての要望について保護者の方々からご依頼を受けたので、7月14日付、私から正式に要望書を作成し、町長へ提出した経緯がありました。

この件について、緊急事態宣言下においても、政府によるガイドラインの制限基準は満たしていたこと、そして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される場合は開催すべきというご意見と、子供たちや保護者の気持ちを最優先すべきというご意見があったにもかかわらず中止になったことについて、関係者の方々の落胆されている声が大きくなっています。

島じまん発表会に向けて一生懸命練習を積み重ねて頑張ってきた子供たち。どうしたらその努力が報われるのでしょうか。

ここで質問です。今後、何らかの形でやらせてあげたいというお話も伺っております。大変うれしいお言葉ありがとうございます。具体的にどのような計画が進んでいるのか、ぜひ町長からの見解をお聞かせください。

次に、平成27年度から子ども・子育て支援の新制度が始まり、ベビーシッターが新たに保育園と同じように認可の対象になりました。

これにより、一般的なベビーシッターとは異なり、居宅訪問型保育事業は保育園と同じように利用できる出張保育園と言える制度ですが、八丈町ではまだ行われていないので、居宅訪問型保育の必要性が住民の方々から寄せられました。その理由としてのご意見ですが、八丈町の基幹産業である観光、飲食業に従事されている保護者の方々は、町立保育園の保育時間外や、休日に保育を必要とされています。

八丈町で地域型保育事業の居宅訪問型保育事業を導入すれば、こうした職種の方だけでなく、障害、疾患などで個別のケアが必要な場合など、保護者の自宅で1対1での保育を行うことができることから、集団保育が困難である場合についても、公的給付の対象になるので、コロナ禍で困っている子育て世代のニーズに対応できるようになります。

そして、連携施設や保育従事者の確保などが困難な離島や僻地に関しては特別措置が設けられていることも大きなポイントです。

また、保育士不足の中で、居宅訪問型保育事業の職員資格は、家庭的保育者でもよいとされているので、保育士が不足している八丈町では需要が高い事業だと思います。

また、保育士配置基準と実際の保育士の数について、保育士配置基準は、保育園全体の年齢ごとの子供の人数と保育士の数から算出されますが、保育士基準を満たしていても、一人の保育士が保育方針で定められた人数以上の子供を保育されていた場合、特に危険が伴うゼロ歳から2歳児について懸念されます。

このようなことから、子ども・子育て支援新制度を導入することによって課題が解決され、ベビーシッターとして活躍する島の人材育成を図り、新たな雇用が生まれることが期待されます。居宅訪問型保育の柔軟性と、多くのメリットを理解し、子育て環境の充実に視野に入れた取組が問われています。

コロナ移住が注目されている中で、八丈町独自の子育て世代に向けた新たな取組を行うことにより、島の魅力発信につながり、島への移住者も増えると思います。少子高齢化対策として重要な課題でもありますので、前向きな八丈町からの見解を問います。

次に、八丈町でもデジタル活用の促進に向けた動きが少しずつ広まっている中で、東京都からのデジタル活用協議会でも、スマホやタブレットなどの勉強会実施に向けた提案がありました。

しかし、対象となる具体案が打ち出されていなかったもので、ここは八丈町として地域の現状を理解している見解から、深く掘り下げていま一度考えていただきたいと思います。つまり、誰一人取り残さないデジタル社会に向けての取組として、能力別の指導が求められています。比較的デジタルに精通している若い世代でも、得意不得意は千差万別。八丈島では、特に障害を持った方々も多いことから、多様性を重視した上での配慮が必要です。

デジタル活用における勉強会の在り方について、町からの答弁を求めます。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） おはようございます。

それでは、宮崎議員の、私からは1番目と3番目について回答をさせていただきます。

まず、愛らんどリーグの関係について回答をさせていただきます。

愛らんどリーグにつきましては、7月末の開催に向けて島嶼町村と協議を進めてまいりま

した。町としても、開催ができるよう、大会運営に関わる感染対策などを提案しながら調整をしてまいりましたが、この7月に入り、都内のコロナ新規感染者が急激に増加したこともあり、7月14日に開催された協議会において、感染リスクを考え、全町村一致により大会の中止が決定されております。

この決定は、各町村ともに非常に難しい判断だということをご理解をいただきたいと思っております。その際、代替案を検討するようにとの意見もございまして、検討した結果、オンラインによる島じまん発表会、フットサル日本代表などによるオンライントークショー、また、リフティング大会などを今後計画しているところでございます。

続いて、デジタル活用に向けた勉強会の方針について回答をさせていただきます。

八丈島デジタル活用協議会の実証事業の一つとしまして、デジタルスクール事業が決定されております。これは、IT技術者育成講座、次に、ITリテラシー講座、ビジネスマナー講座など、各講座を計画してございます。その中のITリテラシー講座では、住民がスマホやパソコン、インターネットに慣れ親しむことを目的としてございます。これは、週に1回程度、地域を巡回して実施をする予定でございます。この講座は無料で誰でも参加できますので、多くの住民の方に利用していただきたいと考えております。

また、内容についてでございますが、これは意見を聞きながら調整をできると思っております。

事業はこの9月から実施する予定でございましたが、このコロナ禍ということで、現在調整中となりますので、ご理解をお願いいたします。

回答は以上となります。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） おはようございます。

では、私から1番議員の2つ目のご質問ということで、保育園の新たな事業導入に向けてということについて回答させていただきます。

まず、八丈町では、保育園をはじめとする町の子育て事業につきまして、子ども・子育て支援法に基づきまして、計画策定委員会を設置しました。平成27年度からの5年間、これを第1期としまして、令和2年度からまた5年間を第2期としまして、八丈町の支援計画を策定したところでございます。

この中で、策定する際には、まず保護者を対象としたニーズ調査、こちらも併せて毎回行

っております。そうした中で、ご質問の居宅訪問型保育など、新たな事業を導入することで雇用が生まれると期待されているとのことですが、このニーズ調査では、今後、定期的なサービス、何をまずご利用したいか、ご利用していただけるかというところを質問したところ、一番最も割合の高いのが認可の保育所、こちらのサービスを保護者の方々が一番望んでいるというような回答は得られております。

それを踏まえまして、策定委員会の中でもいろいろ検討してやったところですが、ご承知のとおり、慢性的な保育士の不足、こちらがありまして、八丈町では、まずはこの課題をどうするか。安定的な運営事業を行うには、どうやって保育士を確保していくか、これが最優先課題というふうに考えてございます。

先ほど1番議員から、居宅訪問型保育事業を行うときには、家庭的保育者で構わないということなんですが、一応この家庭的保育者という定義が、まずは保育士であって、各市町村で行う基礎研修、こちらが21時間と2日間、見学の実習等でございます。それか、もしくは保育士と同等の経験と知識をお持ちの方の場合には、この基礎研修プラス認定研修、これが、講習が88時間、保育園での現場での実習が20日以上という定めもございますので、なかなかお時間がかかってくるというところでございます。

なので、町としましては、まずは最優先課題を解決することといたしまして、今後もニーズ調査等を十分に行って、安定的な保育園の事業運営に関わっていきたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 1番。

（1番 宮崎陽子君 登壇）

○1番（宮崎陽子君） 1番目の質問についてですが、コミュニケーションを通信技術で円滑にするICT活用は、八丈島の民間からも様々な形で取組が進んでいます。

今回、この愛らんどリーグ代替コンテンツも、ICTの取組として教育現場で生かしていただけることを大変うれしく思います。

継続することの大切さについて求められていること、それが持続可能な目標、SDGsです。今までこつこつと頑張ってきた多くの取組をコロナ禍でも実践できる新たな手段としてICTを活用することにより、島の歴史がSDGsとして世間から高く評価され、広く知見を深めるチャンスです。

土の時代から風の時代に移行している中で、人に優しいデジタルの有効活用が問われています。質問や要望のやり取りだけでなく、現在は官民共創という、官と民が共につくる町づ

くりを目指して、人任せでなく自らができることを一緒に築くことが大切です。私も、リモート会議などに積極的に参加しながら、島に還元できる取組を試行錯誤しています。

ここで、町長へ再質問です。本来予定していた愛らんどリーグキャンセル料について教えてください。

また、オンラインで開催する前に、参加される子供たちや保護者の方々にも喜んでいただけるように、あらかじめ情報共有を行い、ご意見を伺うことが成功につながると思いますが、いかがでしょうか。そして、ぜひ町長から島の子供たちへ温かい励ましのメッセージをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 町長。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） それでは、1番議員の愛らんどリーグの関係につきまして、この愛らんどリーグは、本来であれば昨年も三宅島で開催される予定だったんですけれども、こういうコロナの状況の中で、公社の事務局のほうが、都内で開いたほうが感染リスクが少ないだろうという部分もありまして、また、島へコロナを持ち込む可能性が高いということで、私は愛らんどリーグは本来であれば、島で開催するのが原則だということで、都内開催が一番反対していたわけなんですけれども、そういう中での開催で、最初はやるという方向で進んでいたわけなんですけれども、その内容につきまして、国基準とか、そういう部分は守られているんですけれども、私一人が反対したような会議の内容を、島の子供たちが受け取ったのかなという部分はありますけれども、保護者の応援とか、そういう部分の行動規範といいますか、そういう部分が不足していたので、私はいろんな意見を言って、そういう経過があって反対という意見に受け取られたかなと、島の保護者がですね、そういう感じがしております。

そういう中で、もともとはこの緊急事態宣言の中での開催というのは行わないような方針がありました。そういう中で、まん延防止対策の部分でしたので、前向きに都内開催で進んでいたわけなんですけれども、そういう中で、全町村、先ほど企画財政課長も言いましたけれども、厳しい判断でした。この中止というのは、子供たちの気持ちを考えて、ほかの学校行事は、お兄さんお姉さんは、都内でいろんな部活動の大会に出席しているのに、小学生の子供は都内で参加できないという思いはすごく感じておりまして、最終決定の際に、どうにか島独自でもできる対応をとということで、事務局にお願いして、このような、島じまん発表会とか、そういう部分が検討されてきたわけなんですけれども、確かに開催の、もう一か月も切った中で、半月もなかった中で、振興公社の予算、たしか800万ぐらいと言っていましたけれど

も、最終的な金額はまだ聞いておりませんが、それぐらいのキャンセル料が出たと聞いております。

子供たちの一番の思いは、プレーがしたいと、それですので、なかなかその思いは今の現状からして、私はこの7月24日ですか、7月の開催は結果的にやらなくてよかったかなと思っております。

ただ、子供たちの思いを考えて、できる限りのオンラインによる開催にこぎ着けていますので、ぜひこの辺はご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

◇ 金 川 孝 幸 君

○議長（奥山幸子君） それでは、10番、金川孝幸さん。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） おはようございます。

今回も2番目の質問になります。

大リーグの大谷選手みたいに2番バッターで活躍できればいいんですが。

今回は八丈町で管理する施設や道路及び文化財について質問します。

偶然かもしれませんが、今回の一般質問通告書を提出した数日後から、町道の除草が始まり、きれいになった町道もあります。今日もコミュニティセンターの除草が行われております。言われてから行うのではない、一時的な対応ではなく、継続した対応を求めるために質問します。

町民から苦情や要望は、町道や町の施設の除草に関するものが多くあります。特に都道から移管された町道は、管理の行き届いた都道と比較され、多くの町民の目に入るからだと思えます。

町道の多くは、除草ができていなく、歩道がなくなっています。歩道を示す白い線の中を歩くのが困難な場所があります。白線の内側は草の伸び代状態で、道路の幅員は狭くなっています。車は左側通行ですが、道路の真ん中を走らなければならない道もあります。

ほかに、水道水のタンクの周りが草だらけで衛生的によくありません。先ほども話しましたが、コミュニティセンターの駐車場の除草ができていない。護神山公園の遊歩道が草で歩けない。児童公園の手入れができていなく子供が遊べないなど、多くの指摘があります。また、町で指定した文化財についても、草木に覆われて近づくことのできないものもあります。

これらの苦情や要望の幾つかは担当部署に伝え、迅速に対応してくれたケースはあります。ただ、草木は数か月で生えてきます。

町に言えばやってくれるが、何度も言うのは嫌だから諦めたという声も聞かれます。私たち議員も、町に何度も言うのは嫌です。

一時的ではなく継続的に対応できないのか。町の施設や町道及び文化財の管理について何点かお聞きします。

1点目は、役場庁舎及び出張所、公民館、コミュニティセンター、町立の学校や保育園、給食センター、温泉施設、町立病院など、多くの施設があります。これらの施設の管理はどのように行われているのでしょうか。また、ほとんどの施設の除草について、予算は計上されていないと思われませんが、勤務時間内に職員が行っているのでしょうか。

2点目は、町で造った公園は何か所かあります。その公園の管理及び利用状況を把握していれば教えてください。

3点目は、町で指定した文化財で、町が管理者になっているものはありますか。文化財の管理はどのように行われているのでしょうか。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

（副町長 山越 整君 登壇）

○副町長（山越 整君） おはようございます。

それでは、1つ目は、八丈町の施設全般にわたるご質問ですので、総括的な回答として私がお答えをしたいと思います。

まずもって、町の施設全般に草だらけで手入れが行き届いていないというご質問、ご指摘をいただくことは恥ずかしい限りであります。この場を借りておわびを申し上げたいと思います。

さて、令和2年度におきましては、一般会計、公営企業会計合わせて除草関連費用で1,877万6,000円という実績になっております。この数字以外にも、例えば緑化対策事業としての花いっぱい運動、街路樹管理それから修景美化事業、こういったものに付随した作業としての除草が行われております。

毎年、当初予算で審議のときに参考にしていただきます各課の予算説明資料の中に、伐採、草刈り、除草という内容が記載されているほか、施設の管理や環境整備として含まれているものもあります。予算額も多少はありますが、各施設において予算措置をしております。本

定例会にも、幾つか補正予算を上程しておりますので、後ほどご審議をお願いしたいと思います。

例にも出てきました町の本庁舎ですが、年に2回、これは7月と12月です。今年の場合は7月9日に本庁舎の勤務職員が勤務時間内に草刈りを実施しましたし、それ以外にも除草の作業委託、これは令和2年度の実績でいきますと39万9,000円の委託をしまして除草作業を実施しております。

また、新型コロナウイルスによる影響下という状況ではありますが、旧庁舎の敷地においても、多くの町民の皆様がご覧になったとおり、職員が草刈りをしてフリーズヤヒマワリを植栽いたしました。

このほか、町道や町有地においては、作業を担当する職員を配置しておりますので、維持管理作業とともに、伐採や除草作業にも当たっております。

今回のご質問につながるような事例の一つとしては、町道に隣接する民有地から草木の繁茂により車の走行や人の歩行に支障が出るケースがあります。民有地の所有者に伐採のお願いをすると同時に、広報やホームページでの周知啓蒙も随時行っておりますけれども、発生件数が多く対応に苦慮しているところであります。

一方、施設によっては利用者の方が施設への感謝を込めてボランティアで除草を買って出ただくこともあり、町としては大変ありがたい限りであります。

伐採、草刈り、除草の予算措置につきましては、各施設の規模、機能、設備の状況によって、法定点検や保守点検、保守改修費用等優先すべき予算項目が違ってきますが、当然必要な作業としての予算措置と運用に努めてまいります。

ご質問の中に、町に何度も言うのは嫌だというお気持ちを述べられておりますが、恥ずかしながら私どもも気づかない場所や箇所もあることから、今後も町にお声を寄せていただくことをお願いいたしまして、回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

（建設課長 瀬筒国治君 登壇）

○建設課長（瀬筒国治君） 私のほうからは、10番、金川議員の2番目の質問、町で造った公園の箇所数またはその公園の管理、利用状況の把握についてお答えをさせていただきます。

八丈町が所管する公園には、大きく分けて都市公園と児童公園がありますが、都市公園は4か所、児童公園も4か所あります。

各公園の名称と設置場所につきましては、都市公園は八丈町立公園条例、児童公園につい

では、八丈町児童福祉施設条例にそれぞれ定めてあります。

また、都市公園のうち、底土海浜公園、護神山公園及び八丈プラザ公園につきましては建設課が、また、南原スポーツ公園と4か所の児童公園については教育課がそれぞれ管理をしております。

4か所の都市公園の管理については、南原スポーツ公園を除く3つの都市公園は施設ごとの点検周期や点検内容など、点検マニュアルとして策定しておりますので、このマニュアルに基づいて点検を行っております。

南原スポーツ公園については、通常、不特定多数の来園者が利用する公園とは異なりますので、芝の部分の維持管理を年間委託契約により行っておりますが、その他の部分については必要に応じて点検を行っております。また、児童公園の管理については、点検項目を点検表としてまとめてありますので、月に一度、点検項目表に基づいて点検を行っております。

各公園の利用状況については、特に記録等をしておりませんので、把握はしておりません。以上です。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） 10番、金川孝幸議員の八丈町の施設や文化財の管理についての、3番目の町が指定した文化財で町が管理者になっているものはあるか、また、どのように管理しているのかというご質問に回答いたします。

町が指定した文化財は、現在、登録有形文化財が10点、町郷土資料が5点、町天然記念物が2件、旧跡が1件、史跡が1件の合計19件指定しております。

管理方法につきましては、支庁ホールの資料館に展示、町役場で保管、町指定のもので屋外にあるものは、丹娜婆の墓と尾越の水汲場の2件ありますが、どちらとも年に2回の草刈りを委託しております。

そのほか、国や都が指定したもので、旧歴史民俗資料館と八重根のメットウ井戸を町が年1回の除草を委託しております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 10番。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） 除草については、町の職員が忙しい中やっているという話を聞き、またやっている姿も時々見かけます。

ただ、7月上旬に、この役場庁舎に行ったときに、玄関の前は草が伸びていて、大変恥ずかしく思いました。年2回では足りないんじゃないかなと思います。町の顔ですから。役場の顔の手入れができないようでは、町の施設や道路の管理ができるとはとても思えません。今後は、もっと定期的に点検し、管理する仕組みを強化する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

あと、町道については、美化だけではなく、交通安全面でも問題があります。草木がなければ車は交差できる道路であっても、片側の車がよけて待っていなければならぬ状況をよく見かけます。

千葉の八街市で起きた悲惨な事故の後、国でも道路の安全面で幾つかの対策が講じられていますが、事故が起きてからの対応では遅いです。

三根小学校の児童が、足を車に踏まれる事故があったと聞いています。町では、この事故の報告を受けているのでしょうか。受けているのであれば、事故の原因究明と再発防止対策を講じたのでしょうか。草木で道路や歩道が狭くなっていれば、通学路の危険性は増します。定期的な点検は行われているのでしょうか。学校の交通安全指導では、道路を歩くときは、白い線の内側の歩道を歩くように指導すると思いますが、今の町道の状況では指導できないと思われるが、学校から改善の要望はありませんでしょうか。

あと、町道に出ている草木の伐採を住民に依頼しているというお話がありました。今までに何件の依頼を出し、何件の方が応じてくれたのか、分かれば教えてください。特に、道路に木がはみ出しているのは空き家とかですね。持ち主の方が島外へ転出しているケースが多いと思います。また、相続できていない土地も多くあります。島に住んでいても、高齢で伐採できない方もいます。伐採を手伝ったことがあります。はみ出した木の伐採は簡単に終わります。交通の障害になっているのは、町道に生えた草木です。道路の草を長期間手入れしなかったことにより土が堆積し、草木が生えています。先に町でやるべき町道の除草をやってから、住民に伐採をお願いするべきではないかと思えます。

あと、一部の公園については、何年もの間管理されていないと思えます。特に護神山公園については、観光のお客さんの姿をよく見かけます。公園の看板は立派ですが、公園の手入れはできていなく荒れ放題で、今の状況ではがっかりして帰ってしまいます。護神山公園については、神社や戦争の陣地後、島酒之碑など、多くの記念碑に加え、以前からすばらしい見晴らしも楽しめました。正確には分かりませんが、噴火口の跡らしきものもあります。公園の整備に加え、公園の案内図を設置するなど、活用できるよう整備する考えはないかお

聞きします。

児童公園については、美化だけではなく、遊具の安全点検も行わなければなりません。定期的な安全点検が行われているのであれば、除草も当然行われるんじゃないかと思いますが、公園を設置した以上は管理義務が生じると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

文化財についてですが、例えば護神山公園にある鳥島罹災者招魂碑や、三原山のポットホルの管理者はどなたなんですか。

町の文化財保護条例の第11条に、文化財の管理者は常に善良な注意を払わなければならないと定められています。ほかの管理者にも見本を示す必要があると思います。どのようにお考えでしょうか、再質問いたします。

○議長（奥山幸子君） 道路と庁舎の関係で、建設課長。

（建設課長 瀬筒国治君 登壇）

○建設課長（瀬筒国治君） 10番、金川議員の再質問にお答えいたします。

私のほうからは、庁舎と道路の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、庁舎の玄関が草というのは、大変申し訳ありません。状況を見知り、回数を増やしていけるように検討していきたいというふうに思います。

また、道路の安全上の草刈りの話ですけれども、途中でご質問の中にあつた、道路上に堆積した土から出た草木については、当然町の管理となりますので、先日も三根の町道について、堆積した土砂を取り除いて草刈りをやったんですけれども、なかなか手が追いついていないというのが現状ですので、今後も見かけたらぜひお声を寄せていただければ幸いですのでよろしく願いいたします。

三根小学校の生徒の事故については、私は報告を受けておりませんので、どういった状況で起きたのかまだ分かりませんが、先ほど副町長の回答にもあつたとおり、基本的には民有地から出た草木については、その地権者の方に対応していただくということを町の基本方針として、今やっております。

伐採通知の件数については、今、手元に資料がありませんので、具体的な件数はこの場ではお答えできないんですけれども、令和2年度からかなり本格的に伐採通知の件数を増やして、住民の方にご協力をいただいているというのが実情です。

また、地権者が島内の方であろうと、島外の方であろうと、その辺は特に区別なく通知のほうは出させていただいております。時々、どうしたらいいんですかという問合せもありますけれども、その際は、シルバー人材センター、建設業協会等をご紹介して、そちらのほう

でご相談してくださいというふうにご回答しております。

また、高齢者の方とか、特に地番不明地、白地ですね、白地については、伐採通知を出す相手がおりませんので、この白地から出たものについては可能な限り町のほうで対応させていただいております。

それと、学校からの改善要望があったかというお話ですけれども、こちらの方は特に伺っておりません。定期点検については、道路については、道路パトロール実施要領というのを町のほうで作成いたしまして、優先順位の高い道路について定期的にパトロールを行っている状況でございます。

○議長（奥山幸子君） 護神山公園の。

○建設課長（瀬筒国治君） 護神山公園については、実際、今、護神山公園の点検マニュアルに載っているのは、ベンチ、遊歩道にベンチが設置されておりますけれども、そのベンチが壊れていないかどうかということ、四半期に1回パトロールするという契約になっております。

先ほど、遊歩道についてのご指摘がありましたので、今後、遊歩道のほうも併せてこの点検内容に盛り込んでいけるように検討、改正をしていければいいかと考えております。

先日、遊歩道を確認したところ、道路をまたぐような大きな木が1本あったんですけれども、そういった木はなかなか八丈町らしくていいんではないかということもあって、そういった木は無理に伐採しないでそのまま残すとか、そういったことも含めて点検の内容を充実させていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

案内板については、検討させていただければというふうに思います。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） まず、事故の件ですけれども、昨年春先から夏にかけてぐらいに、ある学校から登校時に爪先を踏まれたという報告があります。その件に関しましては警察に届けて、その事故の現場に目撃者情報の看板を立てて、目撃者を探したところでありまして、結局車が特定できなかったというところで、児童にもけがはなかったという報告は受けております。そこは、非常に車1台が通れる狭い道でして、そこに大きな車が来ると、どうしても危ない状況になるというところでございます。

次に、ポットホールの管理者は、教育課となるんですけれども、そこまでの階段みたいな

もの、遊歩道みたいなものは産業課の所管になりまして、そこは定期的に職員とかが見て除草等を行うんですけども、職員とか、あと報告等があれば、除草を行うというふうに聞いております。

それから、児童公園ですね。児童公園に関しましては、定期的に遊具とかの点検等は行っておりまして、除草も委託はしておりますけれども、やはり年数回では対応できない面がありますので、今後に関しましては対応を考えていきたいと思っております。

それから、文化財に関しましては、町有地等でしたら職員等で対応できるんですけども、私有地となりますので、その点は相談させて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

（建設課長 瀬筒国治君 登壇）

○建設課長（瀬筒国治君） 先ほどの伐採通知の関係ですね、確認が取れましたので件数のほうをお答えしたいと思います。

令和2年度が57件の伐採通知のお願いを出してございまして、そのうちまだ処理ができていないものが13件となっております。

令和3年度は、9月6日時点、昨日時点で82件の伐採の通知のお願いをしておりますが、そのうち29件がまだ未処理のままというふうになっております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 10番よろしいですか。10番。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） 町では、移住や定住について推進していますが、町の道路や施設の手入れが行われていない町へ住みたいとは思わないと思われま。観光のお客様にもいい印象を与えません。

町の基本構想に、町道の計画的な整備と、維持管理の継続を掲げています。現状では不十分なので、継続ではなく維持管理を強化する必要があると思っております。

ある年配者の方に、最近道路の草がひどくなったね、町の職員は忙しそうだから、刈ってやろうかと言われたことがあります。住んでいる地域をきれいにしたい思いがあるからです。今でも行われているか分かりませんが、坂上地区では、住民が協力して道普請を行っていたと思っております。指定した町道の除草や伐採だけでなく、捨てられた空き缶などのごみの清掃を地区に依頼し、美化協力金を支給するなどして、冠婚葬祭など交流の場が少なくなり弱体化

した地域や地区のコミュニティ活動を支援する方法もあるかと思いますが、検討しませんでしょうか。

文化財については、一度失えば戻ってこない大切な島の財産です。管理の強化をぜひお願いします。

三根の新墓にある一字一石供養塔の案内を見ていた観光のお客さんに、どれが供養塔ですかと聞かれ一緒に探したのですが、非常に分かりにくいです。保存管理だけでなく、見学できる文化財については、分かりやすくする工夫も必要と思いますが、担当者の見解を聞かせてください。

最後に、監査委員の職務ではないかもしれませんが、書類や数値の検証だけではなく、牽制のために、貴重な町の財源を使って造った町の施設や町道及び指定した文化財などを、第三の目で定期的に確認する必要があるのではないかと思います。意見があれば聞かせてください。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

（建設課長 瀬筒国治君 登壇）

○建設課長（瀬筒国治君） 私のほうからは、町道の維持管理の強化ということでご回答をさせていただきます。

実際問題、町道の延長に対しての作業量が足りていないというのは、私自身も十分理解しているところです。

今後の方針としましては、方針というか考えというか、今まで、道路維持事業、維持管理事業については、ほとんど町の単独事業費としてやってきたところですが、今後、こういった維持事業に関しても、しっかり東京都、また、国からの補助を受けられるような計画として、長寿命化計画をこの8月に策定したところです。

そういった補助事業もいただきながら、しっかり町の道路の維持管理については、今後も強化をしていきたいというふうに考えておりますし、また、パトロールの制度、これについても、長寿命化計画またはその補助事業の条件として、最新技術を用いた維持管理業務をすると、維持管理事業をすることが条件になっていることもあって、今後はそういったIT、ICTの技術を活用した維持管理の方法も、今、検討を進めているところですので、またいろんなそういう場所場所で、管理が行き届いていないという状況を見かけましたら、ぜひお声をお寄せいただくと、そういったことにも役立つかなと思いますので、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） 文化財関連なんですけれども、一字一石供養塔の案内板が、人にお見せするために作ったものが見えないというのは論外ですので、文化財に関しましては見直しをかけさせていただきたいと思います。

ただ、文化財も多種多様に分かれまして、かなりありますので、万全にこれからも対応していけるというところまでは、申し訳ないんですけれども、対応はしますけれども、漏れがあるかもしれませんので、もし気がついた点があればお声がけいただければ助かります。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） ここで休憩いたします。

10時20分まで休憩といたします。

（午前10時07分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時20分）

◇ 山 本 忠 志 君

○議長（奥山幸子君） 4番、山本忠志さん。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） それでは質問をさせていただきます。

私のほうからは、2点質問を通告させていただきました。1点目はSDGs絡みのお話と、もう一点がICTの活用状況についての質問でございます。

本年二定におきまして、つい先日の6月定例会でございますが、この場におきまして、令和3年度から12年度までの10年間、八丈町の基本構想及び令和3年度から7年度までの5年間までの八丈町基本計画が上程されまして、可決、成立をいたしました。

同基本構想につきましては、皆さんご覧になってお分かりのとおりでございますが、八丈町の施策の大綱とSDGsの17の目標、これにその関連性を照らし合わせながら幅の広がりを持って、今の時代にふさわしい形にでき出来上がった基本構想となりました。

ではございますが、実は、この町の基本構想がSDGs17の目標と照らし合わせてみて、どこにこれは該当するだろうかというのを、パズルを合わせるように、ただ組み合わせた、

当てはめたというだけのものになっているというのが実情でございます。

これは、ちょっとこれだけでは、これだけでも大変なことではあるんですね。事務方がご苦労したと思うんですけれども、次の段階、次のフェーズとしては、ただこういうふうに当てはめるだけではなくて、八丈町らしさ、八丈町の特性、八丈町のよさなどの、八丈のざっくりアイデンティティーと書かせていただいたんですけれども、そのアイデンティティーに基づいて具体的なSDGsのアクションプラン、アクションを起こすべき段階に今度はいっていきんじゃないのかなというふうに私は思っております。

そこで、八丈島SDGsアクションプラン、これは仮の名称でございますが、こういうものを検討する、いきなり決めるというのは難しいでしょうから、どういうものを八丈島は、数ある基本構想がありますけれども、SDGsの具体的な行動プランとしてどういうものを考えていったらいいのかなということを、これから検討するようにしたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、町のお考えをお伺いいたします。

2点目でございます。こちらはICT機器のことで、これは平成30年度の年度末の補正予算だったと思うんですけれども、当時教育課のほうから突然降って湧いたように補正予算が出されまして、八丈町にタブレットを導入するんだと。1人1台導入するんだという莫大な予算をつけていただきまして、全国にあるいは東京都でもすごく早い取組をしてびっくりした記憶がございますけれども、私はこのやり方は、もう今こういう、つい先日9月1日にはデジタル庁が正式に発足したわけですが、そういうデジタル社会にあっては、まさにこの先見性に優れたそういうすばらしい判断力を持った町の決断だったんじゃないかなというふうに高く評価しているところでございます。

ではございますが、まだその使用状況といいますかですね。1人1台、確かにクロームブックを導入されましたけれども、果たして本当にそれが各学校の中できちんと機能しているのか。これはなかなか調べようがなく、最近では学校からも呼びかけが聞こえませんが、コロナのせいでも、仕方ないことで。

唯一の接点はホームページ、教育課のホームページを見ますと、各小・中学校のホームページがございます。中学校3校については、情報公開というページがありまして、そこを見ると各学校で取り組んでいる具体的な様子をうかがうことができます。それを見る限りでは、結構先生方によってあるいは学校間によって格差がひどいなど。すごく一生懸命クロームブックで、自分はこういうふうに取り組む、学校としてはこう取り組んでいくんだ、そういう発信をしているところもありますけれども、何だかさっぱり旧態依然とした、何年か前と変

わらないような学校の姿も散見されるということがございまして、ちょっとこれはあまり言いたくはないんですけども、高いお金で買って導入した割にはコストパフォーマンス上、あまり整合性が取れていないなというのがはっきり言って感じているところでございます。

そのような課題について、町として、教育課としてはどのようにそのことを分析して、その課題をどのように解決していくおつもりなのかお伺いをいたします。

以上、2点でございます。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） それでは、八丈町SDGsアクションプランの策定について回答させていただきます。

八丈町の基本構想の策定に当たりましては、構想の分野ごとにSDGsの目標との関連性を示した構想としてございます。そのような中で、八丈町SDGsアクションプランの策定を検討するべきではないかということでございますが、まず、この構想を基に町職員がSDGsへの理解を深めることが必要だと考えております。そのためには当然研修等も必要だとは思いますが、基本計画の各施策とSDGsの要素をひもづけることからスタートしてまいりたいと思っております。また、その先には各課に分野別の計画等がございますが、SDGsにおける位置づけを確認するなど、整理をしていかなければならないというふうに考えております。

SDGsにつきましては、視点の広い目標となります。そのような整理を進める中で、アクションプランの策定については勉強をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） 4番、山本忠志議員の質問に回答いたします。

八丈町は令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う休校対応や感染防止の観点から、文部科学省のGIGAスクール構想が加速したこともあり、町の小学校に1人1台の端末の導入などハード面の整備を行いました。今年度は都の支援を受けて配備した端末で、ソフト面の活用に取り組んでおります。

その取組の内容ですが、1つは生徒が自分のペースで理解度に合った学習が可能なドリル、

教材を導入しました。教科は英・国・数・社・理の5教科でございます。教員は生徒の解答時間、正答率など学習状況が簡単に把握できるため、生徒とのコミュニケーションや学習管理が可能になり、自動採点機能と作問機能が教師の授業準備時間の省力化を進めるということになっております。

2つ目は、必修となったプログラミング学習と、地域の課題をICTの力で解決するこれからの時代に必要とされる学問領域を横断的・探求的に学ぶスキーム教育の実証授業を行います。

3つ目に、授業支援ツールとして、調べ、まとめ、発表する、動画を見て理解度を確認できる、意見を集約整理し、授業一方向ではなく双方向化し活性化できる学習環境のICT化の活用モデルを、今年度中に構築する予定です。さらに、休校期間中の子供たちの学びを止めないために学習方法を用意して、各学校で対応できるようにしたところであります。各学校は、学校やクラスの特徴や授業の進捗度に合わせて、選択あるいは自由に組み合わせることで休校時の対応ができるようになっております。

以上の説明のように、学校授業時や休校時に端末を有効活用できるようにということで準備はしているんですけども、山本議員がご指摘のとおり、仏作って魂入れずの状態に至らないように取り組まなければならないと考えております。

今年度からの端末活用に当たりましては、端末導入前の各学校のICTの取組状況にばらつきがあったため、端末導入前に各学校のICTの取組にばらつきがあったところはあります。実際にこの年度、タブレットをスタートしまして、ある程度各学校で差が生じるのかなというのは想定しておりました。そのために、今年度の教育指導計画にICT活用教育指導計画というのをつくるんですけども、それにICTの活用というのを明記しまして、それで教員の研修、端末支援員が各学校を巡回して教員の疑問に答えたり、実践導入のための支援を行いました。また、夏休み期間8月にも八丈支庁において研修を行い、教員全体のICTのスキルアップを図っております。

さらに、この9月から令和4年3月までを端末活用実証期間として、さきの導入例の検証をし、その活用成果を各学校にフィードバックしまして、活用の遅れている学校等に参考にさせていただいて、全ての小・中学校のICT化の底上げといいますか、そういうのを図る、推進を図りたいと考えております。

議員がご指摘のように、ホームページに関しましても、以前は各学校でそういう方面に得意な先生が独自にホームページを作っていたんですけども、今回ホームページの作成ツ

ルを標準化しまして、ご覧になっていると分かるとおりに、5つの学校は同じ様式化されております。これは、そんなに得意でない先生も簡単に更新等を身につけられるようにというところで標準化しております。

現在、休校によって学校の状況が分かりづらい状況でありますので、町教育委員会からもせっかくホームページを扱いやすくしたところありますから、学校の状況を発信してくださいというふうには各学校にしているところです。

新型コロナウイルスの感染状況にもよりますけれども、ぜひ八丈町議会の皆様には、今後タブレット導入の状況を現場で見てもらい機会を設けたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） 再質問いたします。

まず、1点目のSDGsアクションプランというところがございますけれども、ただいまの企財の課長さんの説明ですと、町職員の研修をまず進めていくと、勉強していくというところで、ちょっと僕としてはもうちょっと突っ込んだ町のプランがあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、もう実は待ったなしなんですよ。はっきり言って遅れているんです、日本は。その中でも八丈は進んでいるほうなのかよく分からないんですけども、例えば、今、高等学校で学んでいる高校生たちが就職したりあるいは大学進学といったときに、大体のところでは面接があると思うんですよね。そこで、これから僕が面接官だったら聞きますよ、あなたの町ではSDGsをどのように取り組んでいますか。あるいは、あなた自身はSDGsの17項の目標のうち何に取り組んできましたか。何て言いますか。八丈町は、SDGsを基本構想に盛り込んで取り組んでいます。ちっとも具体的じゃないですよ。こういうことになっていくわけですよ。子供たちを、可能性の芽を潰していくことになるわけですよ。もうちょっと町自体が熱い思いで子供たちに、将来を見る目を養っていくということも必要なことだと思うんですよ。

ですから、できれば僕は検討委員会をつくってもらいたい。八丈町のSDGsアクションプラン検討委員会。ここはもちろん町の方も入ってもらわなきゃいけないと思うんですけども、いろいろ民間の方を入れていただいて。一番大きなお願いは、若い人を入れてもらいたいということなんです。2030年、10年後ですね、2030年に働き盛り、町の中核となるような方々をぜひ検討委員会のメンバーとして組み込んで、八丈の未来を考える、そういう未

来性の高い組織をつくってもらいたいというふうに、でもこれ、もう今やらないとどんどん、来年になると残り9年残り8年となっていくわけですので、もうちょっとスピード感を持って、この件については、よそごとじゃなくてね、それは何か、どこかでやればいいたろうということじゃなくて、我が事として、人ごとじゃなく我が事として何をどう取り組むのか。アクションプランをどうするのか、具体的に。そこを考える町であっていただきたいと思うんですけれども、これは企財の課長に再質問をいたします。

それからもう一つ、ICT機器のことですけれども、東京都はもう随分前からですけれども、オール東京の公立学校、児童・生徒の学力向上を図るための調査を始めました。それにちょっと遅れて文科省でも、全国学力・学習状況調査というものを始めました。我が国の教育の水準をしっかりと保とうということで、諸外国に負けないような子供たちを育てようということで進められたわけですね。

それは単なる学校間の競争とかじゃなく、各個人の子供たちの学習状況を調査することによって、今後の授業改善にどう役立てていくのかというその判断材料、そしてその結果を使っていきなさいと。これが都と国で進めていることなわけですので、各学校の先生方全員、学習状況、授業改善推進プランというものをつくるのが義務づけられています。東京ももちろんそうですけれども、それをきちんとまた公表もしなきゃいけないんですよ。

さっき私、各中学校のホームページのことを言いました。各3校の中学校は授業改善推進プラン、各教科の先生がつくったものが出ていますよ。それを細かく見ていくと、本当によくクロームブックを使って私はこういうふうに授業を進めていきます。授業改善をこのように進めますというふうにやっている人もいれば、クロームブックのクの字も出てこない人もいるわけですよ。この格差というのは、これはひょっとしたら、今、課長がね、この夏休みにも研修会やったんですね。また、来年4月まではこの期間は研修重点期間として取り組むというようなお話でございまして、それは今後に期待はしますけれども、もうちょっと町としても目を光らせていくというか、もうちょっと頑張ってもらいたいという期待を伝えていってもいいんじゃないかなというふうに自分は思うんです。まだ導入したばかりで、あるいはまた、ICT機器不慣れな高齢の方等については、なかなか授業の中にクロームブックをどう導入したらいいかというのは難しい人もいるかもしれないんですけれども、だからこそサポートする研修の機会とかも階層に応じて進めていってもらいたいなというふうに思うんですよね。

先ほども教育課長のほうから、そういう予定で進めているんだということですので、それ

は今後に期待して、その研修結果を授業参観する場もぜひ設けていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

質問したいことは1点、せっかく各学校のホームページがあるのに、そのホームページも大体そのレイアウトやら内容についても標準化するようなことを言っておりましたけれども、ちょっとばらつきがございます。はっきり言って、すごくさらっとしたホームページもあれば、事細かく学校の様子を発信しているところもございます。

こういう情報化、デジタル化の時代ですので、学校は、個人情報はともかくとしてきちんと管理していただいて、学校はどういうことを取り組んでやっているのかというのをしっかりと発信していただきたい。これは、甘く見ちゃ駄目ですよ。八丈へ、例えば子供連れで移住してみたいという人は何を見るか。一番見るのは学校のホームページですよ。どういうふうに学校をやっているんだろう。子供の教育は大事ですから。その次に見るのが、病院があるかとか、金融機関はちゃんとしているかとか、家はどうか、水は出るか、電気が通っているか、そういう細かいことになっていくわけですけども、子供たちをしっかりと育てていくための一番の入り口は学校のホームページなんです。だからそれは、各学校、単なる学校の情報発信にとどまらず、町の成長にも大きく関わっているんだということを、その使命感も感じていただきたい。

ということで、教育課長、再質問したいのは、情報発信についての各学校の取組について、今後どのように進めていかれるのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） それでは、再質問に回答したいと思います。

先ほど私が申し上げましたのは、構想との関連性は今の基本構想で示させていただいていると思います。その5か年の計画の基本計画については、施策のそれぞれにひもづけがなかなかされていないというような基本計画となってしまう。まずその部分を取りかかりたいと、各課で取りかかりたいということで、そこからスタートしてまいりたいと思っております。

そこにはやはり、よその自治体の例もいろいろ調べてはみましたが、達成目標、これをつくらなければ具体的な行動計画とならないというふうに思っております。そういう中で、やはりこういうような素案もなければなかなか検討委員会での協議も進まないだろうと

いうふうに考えてございますので、まずは基本計画の関連性を示すことはすぐに取りかかれますので、まずそこからやらせていただきたいということで申し上げました。

町の、ちょっとずれてしまうかもしれませんが、課題としまして、企画財政課でも今年度、過疎計画ですとか公共施設の総合整備計画、毎年、この策定業務が、各課も同じでございまして、ございまして。その策定業務に職員がなかなか追われているような状況もございまして、昨年度は総合戦略を策定しました。その中には、やはり基本構想との関連性もあるということで、SDGsの17の目標を示させていただいております。

そういう中で、そういった様々な策定業務をちょっとまとめられないかなということも今思っておりまして、そういうことで勉強させていただきたいと先ほど申し上げましたので、一つ一つでありますけれども、その策定は当然必要だと思っております。進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 教育長。

（教育長 佐藤 誠君 登壇）

○教育長（佐藤 誠君） 再質問、私のほうからお答えしたいと思います。

まずICTの、宝の持ち腐れにならないようにやはりしっかりと活用を進めてまいりたいという、そういう趣旨と受け止めております。

先ほど質問の中で、まず、使用状況、教員の研修とかそういうのは課長のほうからお答えしましたので、つい先日、文科省の5月に行った全国学力・学習状況調査、これで児童・生徒が現実どういう状況でどういう考えを持っているか、その中でICTに触れた項目がありますので、それを紹介しながら、今、学校の現状はこうなっているということをお話したいと思っております。

ICTをよく活用している6校中4校の児童・生徒が通常の授業でよく活用しているよと、あと家に帰っても使っているよと、そういう答えです。あとの2校が、やはりちょっと回数は少ないけれども使っているけれども、それほどでもないという、そのような回答、それがやはりいろんな状況に見えてきているのかなと思っております。

学校のほうには、先日9月2日の校長会でも、また、4月当初から、やはり学校の状況を開いていかないといけないので、それにはホームページが一番いい手段になるので、ホームページをどの先生でも書けるようにということで、先ほど課長が言ったような6校中5校は、1校は今までの形が十分徹底できている内容なのでそのまま続けたいということで、1校だ

けは今までのスタイルになっております。

一応そういうところで、子供たちの使用状況にやはり差が出ておりますが、職員の研修をまずしっかり支えて、そこから子供たちへ、また授業の中で生かしていけるか。そういうことを充実期の後半部分と捉えて、しっかり力を尽くしていきたいと思えます。

その一つの、どういうふうにとというのは先ほど授業改善推進プランというのを学校はつくって、いろんなそういう改善を図っていくんですが、それは私どもの指示では、コロナ禍のいろんな状況もありますので、2学期中に全部、学校はホームページにアップする。あと先日の校長会では、5月の文科省の調査は学力状況調査、これは数字でアップしたほうが地域保護者の方が分かりやすいと思うので、各学校とも数字の形で近々ホームページにアップしてください。そのように指示しております。

学校の状況は、次の異動で都内から来る先生方もよく注視してみて、ホームページの充実でその学校の教育活動というのは大方推測しますので、とても重要です。やはりそういうところで、いい先生を自分の学校に引っ張ってくるというのもいい手段になるので、ホームページの充実をお願いします、そのようになっております。

まだ、作業が今途中のところもあるので、もう少ししたら、ホームページ、さらに充実して、学校の情報をもっと詳しく出てきますので、そここのところをぜひまた皆さんにアップして見ていただければと思います。ただ一つ課題は、読み取りの時間が、ちょっと時間がかかるのかなということもありますが、それも解決できたらいいかなと思います。

いずれにしろ、子供たちはコロナ禍の中でも学習なり止めることなくいい成果も出しておりますので、近々子供たち、ICTを活用した学習の成果もアップされますので、ぜひそれをご覧になって、学校の状況をさらに詳しくご理解いただければと思います。

このための支援のために都の人的支援ということで、その得意な指導主事も今年度赴任していただいていますので、指導主事も学校を丁寧に回って、ICTとか学校の状況をつぶさに見ていただいています。

ICTに関しては、都内の経験から照らしても八丈町は随分頑張っ前に進んでいるほうです。そのような指導主事の感想もいただいていますので、さらに遅れているところをもう少し頑張っいただく、そのようなことに重点、力を尽くしてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） 大変丁寧な教育長のご答弁、ありがとうございました。

僕は質問してよかったなと思ってね、今後に期待ができる、夢が広がるような感じを受けました。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

これはお願いなんですけれども、ぜひ教育長、校長会で皆さんに期待、そこを期待されているんだよということを訴えていただきたい。議会でも山本といううるさい議員がいて、各学校頑張れといろいろ言っていると名前を出しても結構ですので、ぜひ各学校ICTの推進については自校のホームページの公開も併せて頑張っていたきたいなというふうに思います。答弁は結構です。

もう一つ、アクションプランのほうなんですけれども、これは確かに企財の課長さんも、SDGsのことばかりでなくて自分にはもうほかにもやることがいっぱいあって、なかなか人を回すこともできないという実情も分かるんですけれども、かといって放置しておくといつまでたっても進みませんから、ぜひ具体的な検討委員会のアクションを起こすために脳裏にとどめておいて、ぜひ計画的に進めてもらえればなというふうに思います。

これは質問ではございません。今答弁を聞いた私の感想でございます。本当は聞いて終わらなきゃいけないんですけれども、以上で私の質問を終わりとさせていただきます。

◇ 浅 沼 隆 章 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、2番、浅沼隆章さん。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） では、質問させていただきます。

まず、ちょっと前回の定例議会の一般質問の内容を受けて、新型コロナウイルス対策会議の内容を迅速にご連絡いただきありがとうございます。今後も住民への適切な対応を呼びかける上で重要な情報となりますので、決定内容の迅速な情報共有を、今後ともよろしく願いたいと思います。

今回は、土地利用規制法についてということでご質問をさせていただきます。

6月16日に重要施設周辺及び国境離島等における土地利用等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案、すごく長いんですけれども、こういう法律が可決されました。

この法案は、重要施設の敷地の周囲1キロ圏内や、国境離島の区域内に注視区域や特別注視区域というものをご指定することができて、その区域内にある土地及び建物の利用に関し調査や規制をすることができることとなっています。また、施設500か所以上、国境離島の484

島が対象の可能性があるとされています。

特別注視区域に対しては、取引時に当局への事前届けを義務化、義務づけですね、義務化し当局の判断で中止を命令でき、注視区域に対しては取引の事後報告を義務づけ、内容を把握することも検討されています。

これはこの法律で、特別注視区域・注視区域ともに違反すると罰金等も科されます。また、重要な水源を守るための土地の取引・利用等に関する規制等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることが、施行後3年以内に義務化するとされていましたが、これはちょっと訂正があるんですけども、領土問題担当相が施行後5年後に見直しして検討されることを会見で述べられていたので、この期間の変更があることを訂正させていただきます。

この内容を踏まえて質問させていただきます。

まず1つ目、有人国境離島の八丈島への影響と今後の町の方針として、八丈町は規制を考えている場所や建物等があるのかご回答ください。

2つ目、この法律成立を受けた水資源を守るための町の方針があればご回答ください。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） それでは、土地利用規制法の関係について回答させていただきます。

まず、1番目の土地利用等の法案成立を受けた町への影響、今後の方針ということでございますけれども、国境離島等の注視区域等につきましては、土地利用審議会などの意見を聴き総理大臣が指定できるということになってございます。報道等によりますと、全国で数百か所、その候補地があると聞いております。

この関連の情報につきましては、町にまだ通知が来てございませんので回答が難しいわけですが、先ほどの個人情報等の保護の関連もあります。今後の国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

2番目の、法律成立を受けた水資源を守るための町の方針ということでございます。

現在のところ具体的なものは町にはございません。先ほどの回答と重なりますけれども、情報がまだ来てございませんので、町が注視区域等に指定されるのかも分からない状況でございます。情報が入り次第、情報共有はさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 2番。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） ご回答ありがとうございます。

まず、1つ目の質問のほうで、国からの方針がまだ示されていないということで、なかなか回答が難しいということもよく分かります。しかし、この法案は、思想や表現の自由、プライバシー権、財産権などの人権を侵害して、個人の尊厳を脅かす危険性を有する可能性がある、可能性ですけれども、それが法律になっております。

まず、有人国境離島である八丈島にも適用されることがあることを十分に理解していただき、島民の生活に支障を来すことのないように、八丈町としても今後の動向に注視していただきたいと思っております。今後、国から方針が示された内容を報告していただき、町の方針を改めて示していただくことは可能でしょうか。先ほどもお話していましたが、もう一度質問させていただきます。

2つ目、水資源を守る町の方針はということで、町は今のところそういう方針が、まだ国のほうから示されていないので、示されたら考えますよということだと思っておりますけれども、まず、八丈町の基本構想にもこちら明記してあるんですけれども、先ほど4番議員の山本先生も言っていました、SDGsの関係もあるんですけれども、水というのはとても大変大事なものだと思っています。

基本構想には、水道、水資源は、離島でありながら水資源に恵まれた八丈島では、その水資源の活用により産業発展や町民生活の質向上を図られてきました。町民が安全かつ快適に暮らしていくため、安定した生活用水の確保は極めて重要です。さらなる安全安心な水供給のため、水資源の保全、計画的な水道施設整備、水道事業の健全化を進めますと明記されています。八丈町の水資源は上水道や温泉、地熱熱水、井戸水、農業用水と利用も多岐にわたりますが、それだけ水資源があり、島という環境でありながらとても恵まれていることを再認識し、これからどのように水資源を管理し持続的に活用していくかを議論していく必要があると考えます。改めて、八丈町が水資源の管理と利用をどのように進めていくかお答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） それでは、再質問のほうに回答させていただきます。

国から情報が来れば、方針等につきましては回答をさせていただきたいと思います。

また、2点目の水資源の関係でございます。水資源につきましては、議員がおっしゃるとおり、今回、基本構想の項目にさせていただいております。水資源の保全という形で、構想は書かれていると思います。

やはり水資源ということでは、町の大切な資源ということで認識をしております。ただし、町におきましても各課に関する話になりますので、また、農業用水などもございます。この場で方針をといますか、なかなか関連することでもございますので、各課とも相談しながら水資源の保全ということに努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

2番。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） 再質問ありがとうございます。ご回答ありがとうございます。

1番目なんですけれども、国からの方針が示される前に町の方向性を決めておくことも重要であるのではないかと考えています。町の基本構想にものっとった方向性が、島民に示していただけるようにしていただきたいと思いますので、こちら回答はよろしいので要望でよろしく願いいたします。

2番目なんですけれども、水資源もいろいろありますので、各課でよく話し合っということもあつたと思うんですけれども、この法案の内容も含めて、八丈町の基本構想・計画を現実的に進めていくためにも、八丈町の水資源の保全管理・利用を考える委員会を設置することが求められると思いますが、今後設置する考えがあるか、ご回答を再々質問になります。よろしく願いします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） それでは、再々質問の回答をさせていただきます。

委員会等の設置ということでございますが、先ほどと同じ回答になってしまって申し訳ございませんが、各課にも関連する話になります。先ほど言いましたように、農業用水であれば組合もございますので、この場で私が設置をするということは回答できませんけれども、相談はさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

◇ 山 下 則 子 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、3番、山下則子さん。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） 山下則子です。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、町民のコロナ不安を払拭するためということで質問したいと思います。

八丈町におけるコロナワクチン接種も町や都の職員の奮闘により、9月半ばには12歳以上の2回目接種が終わる見込みとなりました。スピード感のある町の対応に多くの町民より称賛の声が届いております。しかし、ワクチン接種を終えても、コロナにかからないわけではありません。今までと同じく感染症予防対策は続けなければならず、町民は自分もかからない、他人にもうつさないとの思いで、日々不安な生活を送っています。また、毎日のようにメディアに出てくる新しい用語、例えばパルスオキシメーターとか抗体カクテル療法とはどういう意味なのか、八丈にもあるのだろうか等々、質問したいことも出てまいります。

そこで提案ですが、町民のコロナに関する不安をなくすために、疑問や質問をメールで受け付けて回答をホームページに載せるという、コロナよろず相談窓口を開設してはいかがでしょうか。コロナ禍という先の見えない不安な毎日を送る町民が、安心して生活できるまちにさせていただきたいと思いますが、町の見解を伺います。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

（病院事務長 菅原宏幸君 登壇）

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、3番、山下則子議員の、町民のコロナの不安を払拭するための質問に回答させていただきます。

まず、当院には隔離スペースである陰圧部屋が2部屋あります。各部屋に1床設置しております。また、現在軽症の方は、保健所の管理の下、自宅にて療養していただいております。

質問にあるパルスオキシメーターと抗体カクテルの意味ですが、まずパルスオキシメーターは指先に装着し脈拍数と経皮的動脈血酸素飽和濃度をリアルタイムでモニターするための医療機器です。保健所に確認したところ10台あるそうです。病院では23台あります。

次に抗体カクテルですが、中和抗体カクテル療法で、カシリビマブとイムデビマブという2つの中和抗体を合わせて使うことです。当院でも治療できると院長に確認しております。以前は取り置きができない薬でしたが、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より医療機関への配分が決まり、東京都福祉保健局医療政策部救急災害医療課より、島嶼部

の取りまとめを行っております。八丈町配分は、ロナプリーブ点滴静注セット、2セット4名分が配分されます。時期は、まだ未定となっております。

最後にコロナ相談窓口ですが、厚生労働省の電話相談窓口、東京都福祉保健局の相談窓口があります。町のホームページのトップ画面の新型コロナウイルスワクチン接種をクリックすると、各電話番号が記載されておりますので活用ください。また、集団接種会場でも連絡先を配布しております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 3番。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） 私が言いたかったのは、今病院事務長がお答えくださったことではなくて、それは相談窓口というのは厚生労働省にもあるし、あと、今回2回目の接種が終えて、1回目2回目どうだ、何かありましたらこちらへという電話番号もちゃんと載せていますよね。

そうではなくて、例えば防災無線でコロナ患者が発生しましたと聞けば、町民の方は、病床は2床しかないのに、例えばこのまま患者が増えたら、もし自分もかかったらと不安になります。軽症でも、今のデルタ株というんですか、それは急変してしまうとメディアなどでも言っています。じゃ、八丈病院に入院させてもらえるのか、そういう不安が募ってきます。そんなときに気軽にメールで、病床が満床になったらどうなるんでしょうか。もし満床で自宅療養になったら誰が面倒見てくれるんですかとか、そういったものを気軽に町の対応をお聞きしたい、そういう窓口があったら、皆さんの安心につながるのではないかなと考えます。

1人が疑問に思うことというのは、何人もの人が疑問に思っていることなんですよね。なので、コロナに関する町民の質問というのは、福祉健康課の問題であったり病院に関することであったり、多岐にわたると思います。それぞれ、じゃ、議員に来て各課に電話で対応を求めるといよりもメールで、町のホームページにこういう質問でこういう答えですよというのを載せていただければ、皆さんそこを見て、そのホームページを見ることのできない方にもお答えすることができる。

また、私は、各課のことを一番よく分かっているらっしゃる担当者として、副町長にぜひ担当窓口という感じになっていただいて、副町長がお忙しいとは存じますがけれども、このコロナがちょっと収束するまではぜひ担当していただいて、町民の不安をなくしていただきたいと思いますが、副町長、いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

（副町長 山越 整君 登壇）

○副町長（山越 整君） 則子議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほど事務長が答えたのは専門的なお話は当然、国とか東京都の専門家の窓口のほうにお願いしますということで、則子議員がおっしゃるように、八丈町でどうなのといったときのお話というところですが、我々は八丈町のホームページの中にコロナ対策本部からのコーナーを設けて、その中にいろんな項目を出しています。例えばワクチンの話でいけば、中のページの中にQ&Aということで、いわゆる一般的に疑問に思われることに関してお答えを事前に用意しておくという、そういった形でいろんな情報を提供しております。

同じような形を取ることは、当然ホームページの中で可能だと思いますし、ホームページは全体的なご意見のページもございますので、そういったところにお寄せいただいたものがコーナーの中、コロナの対策本部のコーナーの中でQ&Aとしてお答えができるように、ホームページの作り込みもできるようにしたいと思いますので、まずはそこでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 3番、いいですか。

やったださるといふことだ。

◇ 沖 山 恵 子 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、5番、沖山恵子さん。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 私のほうから、大きく3点質問させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、すみません、誤字がありましたのでおわびをさせてください。2つ目の質問のところに、修景美化活動という文言があるんですが、修景の修の字が間違っております。申し訳ございません。訂正をよろしくお願ひいたします。

では、質問に入らせていただきます。

まず1つ目、公民館の掃除体制はどうなっているでしょうか。公民館の利用料を徴収するという話が町から出たときに、私は公民館は町民活動の住民活動の場だからやめてほしい、免除してほしいと強く訴えました。しかし今、利用料を払い、場所を借りて使うのが当たり前となっております。やはり公民館を使えば電気代もかかりますし、今のご時世しようがな

いのかなと、そのところは思うようになっております。しかし、利用料を払って貸しながら、掃除をせずに借りる人任せというような現状はどうなのかなと思って今回質問させていただきました。

私は、社会福祉協議会の給食サービスという事業を手伝っております。この事業には町から補助金も出ておまして、町も都のほうに、補助金を出して町は老人向けの給食サービスをやっておりますよという報告も出しているような事業です。

その中で、町が厨房の掃除をしたのは見たことはございません。これ25年ぐらい、ずっと見たことはありません。コロナで度々公民館の使用が中止されておりますが、再開のたびに、社会福祉協議会が人を雇って賃金を払って掃除をしなければならないほど厨房は汚れます。なぜか。ほこり、天井、カビ、落ちます。今増えているアリ、侵入します。ヤモリのふんもたくさん落ちています。三根公民館は新しいのでそういうことはないかもしれませんが、ほかの公民館はかなり古くなっておりますので、アリとかは日常的に公民館の中で見かけるような状況になっております。公共施設を有料で貸しながら、使う前には自分で掃除をしなければ利用できない。それぐらい汚いというのはどうなのかなと思います。

今大して、利用料を払っているといったってそんなでもないでしょうと思った方がいらっしやると思います。どれだけか。5万じゃありません、50万です。年間40回借りるのに50万の利用料を払っております。それだけ取っていながら掃除もしてねというのは、なかなかの悪徳業者なんじゃないかなと思うのは、私だけではないんじゃないでしょうか。もう少し、公民館を掃除したいなと個人的には思うのですが、この掃除体制はどうなっているのか、教えてください。

次に、旧末吉小学校の維持管理体制はどうなっているか。すみません、ちゃんとした名前はあるんですが、旧末吉小学校ということでお話をさせていただきます。

10番議員もおっしゃいましたけれども、町道とかの草刈り、坂上3地区は町から補助金を頂いて、修景美化活動として町道や農道の草刈りをやっております。私も、人手不足なので今は女性もやるんです、草刈り機を持って。半日ずつ7日間頑張りました。結構きれいになるんですけれども、その草刈り場所に町有地は含まれません。先ほど10番議員も言っていましたけれども、道路、頑張って刈るんですけれども、旧小学校の校庭内とかは町有地なので、そこまでは手が回らないのか頼まれていないのか、やりません。

今年、周りはきれいなのに、町の施設だけ草ぼうぼうというような状態が続きました。天候不順で、今年は夏でも雨がよく降りました。気温は高めです。本当に草がよく伸びました。

その中で、熱中小学校のイベントたしか今年の夏やったかと思うんですけれども、草ぼうぼうの中でやっておりました。

地域おこし協力隊を雇って、小学校の活用ということで企画財政課がやっていると思うんですけれども、この地域おこし協力隊の方に草刈りを頼むことはできないのでしょうか。前任者には、私、草刈り機を貸したことがあります。2年間貸したんですけれども、何か燃料が合わないからとあまり使わなかったよということで返ってきたんですが、ぜひ予算を取って、草刈り機もその協力隊のものとかそういうのを買って、協力隊の人件費はもう払っているわけですから、その方に定期的に草刈りをお願いして、きれいな中でいろんな活動をできるように。背丈ほどもある草の中に小学校が建っていて、その中でイベントをやったとしても、やはり、何か廃墟の中で何やるのじゃないんですけれども、ちょっと見た目もよろしくないですし、熱中小学校、島外の方もいらっしゃいますので、コロナが終わったりしたら本当にたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひそのようなことを考えていただけたらいいんじゃないかなと思うのですが、こちらの維持管理体制はどうなっているのかなということをお伺いします。

最後に砂防ダム、この進捗状況を把握しているかどうかお伺いします。

今年の夏、テレビはオリンピックの中継とコロナの話と大雨による避難勧告の情報であふれておりました。緊急事態宣言であまり出歩くなと言われていましたので、私かなりの時間テレビの前に座って母の介護をしながら見ておりましたけれども、片やオリンピック、片や大雨の情報というのをやっておりました。災害に遭われた方に本当に心からお悔やみ申し上げます。

八丈でも、たしか1度大雨の避難所開設があったんじゃないかなと思うんですけれども、その避難所のことと砂防ダムの関係でこの質問をしております。

その避難所なんですけれども、大雨でコロナ発生時、坂上3地区の避難所の収容人数は210人ですと、前回の議会で課長からお伺いしました。大雨の土砂災害の可能性は高く、3地区で210人というのはすごく少なく感じます。坂上3地区は、土砂災害のハザードマップで見ると人家がほぼ赤く塗られていまして、大雨のときは多くの家が危険地域に当たります。災害が起きた後に被災者が避難するんでしたらば、坂上3地区210人で十分だと思うんですね。でも、今の避難する情報というのは、災害が起きる前に皆さん初めに避難してくださいという声かけが非常に多いです。一度起きてしまったらとてつもなく大きな災害になり人命に関わるので、命に関わるから早く逃げなさい、早く逃げなさいと言います。テレビの情報

ですと、これはほかのところですけども、何千世帯何万人とか、どこどこ地区15万人とか普通に言っております。どこに逃げるのよと思いながらテレビを見ていました。

島で坂上に当てはめたとき、210人、人口は千何百人だと思うんですけども、早めに逃げろと言われたら210じゃ足りないと思うんですね。そうするとやはり避難所の拡充というのが必要だと思います。

砂防ダムの話に戻ります。東京都が砂防ダムを造ってくださるという話があります。これができる、末吉の公民館が避難所として災害のおそれがない場所として使えるようになりますよ。そうすると大分ニーズが増えると思うんですね。

その砂防ダムなんですけれども、住民説明会のときの説明と今の話がちょっと変わってきたよといううわさを聞きました。まず、造るのに10年かかりますよという話でした。今の災害って、50年に1度とか100年に1度という雨が毎年のように降るんですね。10年先って、災害に間に合うのかなとちょっと不安になりました。オリンピックとコロナがあって東京都は非常にたくさんお金を使いました。八丈島の防災にまでお金回ってくるのかな。最初の予定が5年だったら10年に、10年だったら20年に延びちゃわないかな、そんな心配もあります。

そこで、八丈町にお伺いします。砂防ダムの計画って、島の八丈町の防災計画とも関連してくると思うんですけども、町はこの計画のことを把握していらっしゃるのか。そして、完成予定はいつなのかということをご存じなのか、ぜひお聞かせください。

以上3点です。よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） 沖山恵子議員の、公民館の清掃体制についての質問に回答いたします。

公民館の状況確認を行ったところ、公民館の清掃に関しては、清掃を含めた公民館の管理委託契約を結び、委託者に管理をお願いしておりましたが、公民館の細部の清掃を、どこをこうするなどの項目までを指定しての契約ではありませんでした。

こういった状況の中、令和2年度、昨年、新型コロナウイルス感染症対策のために長期の休館が続き、昨年9月に再開した折、社協さんから、準備清掃や終了後の清掃では手に負えないほどに厨房が汚れていたという指摘を受けましたので、各公民館の厨房の清掃が必要な箇所を社協さんと確認しまして、通常清掃では手に負えない場合、公民館の管理委託者にも手に負えない場合は教育委員会に連絡いたしまして、教育委員会が別途清掃対応するという運用を

決めていたところであります。けれども、そこの運用の通達がうまくいかなかったところで、今回のご指摘を受けまして、公民館の再開に向けて全公民館の厨房の清掃を別途行って、ちようど今日から行っております。

社協さんをはじめ、利用される方にご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。大変申し訳ありませんでした。今後、このような体制を取らせていただきますので、よろしくお願いたします。

なお、その50万という利用料なんですけれども、私ども令和2年度の決算ベースで調べたところ、5館の社協さんから頂いたお金が35万100円というところになっております。参考に、末吉公民館は5万3,000円ほどというところがございます。今年度は休館期間がさらに長くなっておりますので、昨年度よりさらに利用料の支払いは少なくなると見込んでおりますので、その50万というところはフルに全公民館を活用したときの金額かなというふうに私どもは捉えております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 笹本博仁君 登壇）

○企画財政課長（笹本博仁君） 私からは、末吉多目的交流施設の維持管理について回答させていただきます。

末吉多目的交流施設の維持管理業務につきましては、シルバー人材センターに委託してございます。業務の内容ですが、週5日の業務になりまして、施設の清掃、敷地内の伐採、これは年に1回となります。また、利用者等への対応などとなりまして、施設内の業務が主なものとなります。ご指摘の草刈りにつきましては、伐採業務が年1回ということで行き届いていないことがあると思っております。

議員が言われるとおり、施設の活用に向けてはその景観は大切な部分となります。活用計画の中で、地域おこし協力隊にも協力してもらえるよう調整をまいります。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、私のほうから3番目の砂防ダムの進捗状況を把握しているかという質問にお答えいたします。

まず、現在計画されているものの完成予定でございます。芦川砂防施設整備につきまして

は令和11年度、大里一ノ沢砂防施設整備については令和7年度、あとこれは改修になりますけれども、鴨川の砂防施設の改修につきましては令和7年度となっております。

各事業とも、今のところ計画の遅れはないと聞いております。また、事業の早期完成についての要望についても行っております。今後も引き続き要望を行っていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 掃除体制、1番の公民館の掃除体制。今まで場所を決めていなかったのではなかったんでしょうということでしたが、私の聞いているところだと、以前は公民館の厨房って婦人会さんが仕切っていたんですね。町のイベントの際は、ほとんど婦人会さんがお料理を作っていましたので、年がら年中婦人会さんが入っていて、それなりにお掃除をしていただいていたんですね。今は、お金を払って借りるので、例えば3時間借りました。作り終わりました。掃除をそれからしようとする、掃除をする時間も料金を取られるんです、ふだんは。特別にお願いして、教育委員会にお願いして、今日1時間掃除させてくださいと言えば利用料なしになりますけれども、15分でも遅れようものなら、すみません今日の時間はもう終わっていますよ、まだですかと声がかかります。

そのような状況の中ではなかなか掃除するのは難しい。婦人会さんも入らなくなって、お金を払いながらの掃除も難しいという中で、今後町がいろいろやってくれるということですが、年に何回やっていたかのかなということで、年に一、二回と私は聞いておりますが、公民館って先ほどから言っている避難所なんです。地震や津波って、今あるかもしれないし10年後かもしれないんです。今、今日、津波がありました。八丈って海岸に人が住んでいらっしやるんですよ。だから、もし津波があったときは、公民館に避難する確率って非常に高いんですね。そのときに、公民館の厨房、たまたま掃除していないときに当たったので、すごいですよということにならないように、日常的に掃除していただきたいんですね。

例えば末吉ですと、週に2回ぐらい掃除の方は入っております。でも厨房はしませんとはっきり言われました。ここはしなくていいと言われていたので、ここはしません。区域に入っていないんです。これ過去です。今回変えられたというので、定期的にお掃除して下さるのかなとは思いますが、コロナで3か月公民館開いていませんという間、ずっとやらないでいると、先ほど言ったようにそれなりに汚れるんです。

例えば緊急事態宣言であっても、公民館をお掃除するのは1人か2人なんですよ。3密に

は決して当たらないんです。なので、ぜひ維持管理と清掃ということを小まめにやっていた
だきたいなということをおもうのですが、そういうことが可能なのか、いやいや、やっぱり緊
急事態宣言が出ている中で人を動かさませんから掃除できませんよというのか、いや緊急事
態宣言中でも回数は減らしますが、継続的に掃除をしていきますよというのか、その辺のと
ころを教えてください。

あともう一点です。婦人会さんが公民館を仕切っていると言いましたけれども、末吉の厨
房には町のやかんというものがありません。イベントをするときに、公民館を借りて何かす
るときって、今は飲んじゃ駄目と言われてますので飲みませんけれども、普通はお湯を沸
かしてお茶で水分補給してくださいねということでお出しするんですね。そのときのやかん
がないんです。私個人的に婦人会さんをお願いして買っていただきました。1万円ぐらいの
やつ2個も買っていただきました。多分、災害時の毛布もしまっているんです、消毒して。
災害時になると大きなやかんも出てくるのかもしれないけれども、せめて、利用料を取っ
て貸しているんですから、やかんぐらいは整備してほしいなと思うのですが、その辺各地区
含めてどうなっているのかなというのを教えてください。よろしくお願いします。

ちなみに、先ほどの課長がおっしゃった50万、去年は35万だったよと、コロナで使って
いないからなので、ふだんは40回使うと50万以上になるという計算の下にお話をしましたので、
それは間違えているわけではないのでお話をしておきます。

あと小学校の維持管理ですね。ぜひ、地域おこし協力隊の方もお願いしてやっていただ
けたらと思いますので、よろしくお願いします。

あと砂防ダム、進捗は。把握しているしお願いしていますよということですが、ぜひぜひ、
東京都さんもお金がなくなってきたと思いますので、よろしくお願いいたします。

1番、2番は質問をしたんでしたっけ。

○議長（奥山幸子君） 1番の答弁を求めますか。

○5番（沖山恵子君） はい、求めます。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

（教育課長 菊池 良君 登壇）

○教育課長（菊池 良君） 厨房の清掃回数のご質問なんですけれども、厨房につきましては、
議員のご指摘のとおり、いつ災害で使うか、厨房はいつも清潔でなければならないという
ところで、いつ使っても支障のないように清掃回数の変更を考えてまいります。考えてまいら
なければならないと思っております。

それから、やかんの件につきましては、今ちょっと末吉公民館にないというのは初めて聞きましたので、各公民館チェックさせていただいて、各公民館を避難所等で使う場合もありますので、ちょっと災害部局と検討させていただいて用意したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） ここで休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

（午前11時41分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 岩 崎 由 美 君

○議長（奥山幸子君） 一般質問の続きです。

9番、岩崎由美さん。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） よろしくお願いたします。

私のほうからは3点質問させてください。

まず、1点目です。安全なハイキングコースの整備をということで、近年の集中豪雨によって、八丈富士登山口周辺は土壌の流出が頻発しています。平成28年3月の定例会で、この件について質問をいたしました。その際の回答は、恐らく全体的に土砂流出の危険をはらんでいと考えられ、現場を確認してから何らかの根本的な対処をしていかなければならないと考えているとの回答でした。また、三原山の唐滝付近は、大規模な崩落により現在アクセス不能の状態が続いています。これらはいずれも八丈島の観光にとって非常に重要な場所であり、安全に利用する上でも早急の対処が必要であると考えられます。

八丈富士については、農政の面から制約があり、その制約の中で担当部署が努力していることは承知しておりますが、その上で質問させていただきたいと思ます。

（1）八丈富士登山口が閉鎖されるような土砂流出は、平成28年頃から頻発していると記憶しておりますが、近年の発生状況と復旧に要した各回の予算、合算額について教えてください。

（2）唐滝コースについては、現在どのような状況になっていますか。

(3) これらについて、今後の整備はどのように計画されていますか。

これが1点目です。

2点目、プラスチック類の減量についての町の取組はということです。

令和元年第3回議会で、プラスチック類の減量に関する質問をいたしました。令和2年より発泡スチロールの回収が再開されると回答がありました。

再開されてから約1年余りが経過しました。クリーンセンターの焼却炉のためにも、また二酸化炭素発生抑制のためにも、大変よい事業だと考えられます。

この中で、まず1点目、発泡スチロールのリサイクル事業の令和2年度の実績と評価、これはどうだったかという評価ですね、についてお示してください。

(2) 家庭から出る発泡スチロールトレイは、洗って乾かすなど個人の手間が必要になってきますが、これの回収状況はいかがですか。

それから大きな3点目です。不幸な野良猫を減らすためには。

島内の各所で、野良猫が多く目につくところがあります。去勢、避妊を行い、地域猫として管理されている猫たちがいる一方で、無責任な餌やりによって数が増え、不健康な個体が増えるだけでなく、野鳥などを襲う猫も確認され、自然に対する影響も懸念される場所です。

そこで伺います。

(1) 東京諸島における野生化した野良猫の保護事業としては、御蔵島のノネコ里親プロジェクトや小笠原の小笠原ネコプロジェクトがよく知られています。八丈島では、野良ねこ対策事業補助金が毎年40万円計上されていますが、三宅島など他島における野良猫の対策費はどのぐらいになっているのでしょうか。

(2) 八丈町における野良ねこ対策事業による実績をお示してください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 高野秀男君 登壇）

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、私のほうからは1点目の安全なハイキングコースの整備について回答いたします。

まず1つ目の、八丈富士登山口が閉鎖されるような土砂流出の近年の発生状況と復旧に要した各回の予算、合算額についてです。

富士登山線、牧場線への土砂流出による復旧工事等の発生状況ですが、平成28年度以降の

実績では、業者へ依頼した件数は7件、状況によっては町職員が直で復旧作業を行っており、ちょっと回数の方は、こちらのほうは定かではございませんけれども、復旧作業を行っております。また、程度によっては、登山道を閉鎖していない場合もございます。

平成28年度以降、災害復旧工事等にかかった費用は総額で約1,340万円になります。年度別では平成28年度が2回で約130万円、平成31年度が4回で約420万円、令和2年後が2回で約600万円、令和3年度が1回で190万円となっております。

近年の台風や気象変動等による集中豪雨が土砂流出の原因となります。

2つ目の唐滝コースについては現在どのような状況になっているかです。

昨年7月、大雨の影響により、硫黄鉱山入り口の反対側にある滝南西側の崖が崩落しましたが、崩落から半年が経過した段階で、新たな崩落もなく状態が安定していると判断し、注意喚起をした上で通行止めを解除していたところですが、今年7月の大雨で、唐滝川を過ぎ砂防ダムに向かう途中の左側斜面が土砂崩れを起こし、再度通行止めとしています。現状としましては、崩れた後も台風などによる大雨が発生した影響もあり、山の斜面はぬかるんでおり、大きな崩れはないものの、歩行するには危険な状況にあります。

3点目としまして、これらについて今後の整備はどのように計画しているかです。

八丈富士に関しましては、牧野放牧エリアを見直しし、牧区の区画整理を行い、土砂流出等で利用不可な区域を、国や都と協議し除外していく計画を立てています。その後、整備の調整となりますが、八丈富士は国立公園の特別地域、そして農業振興地域であるため、農業振興地域指定の除外及び牧区の区画整理には相当の時間を要します。現在できることとしまして、富士登山道については、土砂流出の原因の一つと見られる登山道中腹にできた水道を拡大しないための措置について、植栽など何が効果的なのか八丈支庁と検討しております。

また、ドローンを飛ばして、土砂流出の状況把握に努めてまいります。

唐滝コースについては、重機が入れないため大がかりな整備はできませんが、観光ガイドの方にも現地において意見を聞き、安全な案内ができるようにできる限りの整備を行っていく考えであります。

以上で回答を終わります。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） それでは、私は2点目のプラスチックごみの発泡スチロールトレイ等に関する質問についてお答え申し上げます。

まず、令和2年度の処理実績につきましては、集積所からの収集分1,696キログラム、クリーンセンターへの持込み分2,160キログラム、合計で3,856キログラムを熱処理し、482本のインゴットに加工しております。そのうち3,550キログラム分、448本を3月に1キロ当たり16.5円、5万8,575円で売却しております。なお、メーカー試算では、3,870キログラムのCO₂削減効果が図られているとのことでございます。逆に、費用につきましては、昨年度は最初の半年間の職員による作業期間を除いた6か月分の選別作業委託料28万8,750円や、島外への運搬料等で2万6,000円ほどかかっております。

回収量の推移は、まだ丸2年を経過しておりませんので、対前年度の4か月分との比較となりますが、前年より1.3倍程度伸びている状況でございます。

2つ目の回収状況につきましては、白色発泡ではないスチロールトレイや作業手袋をつけたままでは剥がせないシールがついたトレイ等がいまだに見受けられ、前年当初からの率は改善しているものの、いまだ全体の5%ほどは資源化せずに焼却処理している状況でございます。

白色発泡スチロール等の資源化をさらに目指し、ご家庭からのごみの出し方について、本年1月号と6月号の町広報においてご案内したところでございます。実際のごみ集積場では燃やすごみと一緒に白色発泡トレイが混入されているのが現実ではありますが、そのような分別意識のない方も、町広報をお読みになる他の方の正しいごみの分別を目にする機会が増えれば、より資源化が図られていくものと期待しております。

議員ご指摘のとおり、資源化するためには住民の方による一手間のご協力が必須となっております。それを前提にした上で、プラスチック品目を含め、八丈町に適合した資源化品目の拡大に今後も取り組んでまいります。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） 私からは、9番議員の3つ目、不幸な野良猫を減らすためにはということについて回答をさせていただきます。

この中でまず1つ目、三宅島さんほか他島におけるこの対策費、どのようになっているかということで、私どものほうでは、まず新島村さんと三宅村さんに今年度の対策費の予算をお伺いしました。新島村さんで82万7,000円、三宅村さんで57万円とのことでございます。

内訳としては、各島とも不妊や去勢の手術費用、あと捕獲機の購入というのが主なものということでございます。

また、2つ目の八丈町の対策事業、実績というところでございますが、平成31年度が31頭、令和2年度、こちらにつきましては33頭となっております。ただし、この実績は町の補助事業としての実績でございまして、昨年度はこの33頭のほかに屋外にいる猫、例えば住民の方が餌はあげているけれども、自分が飼っている猫ではないといった猫も含まれております。そうした中では、雄が41頭、雌が52頭の計93頭がございまして、合わせますと総計で126頭の不妊と去勢手術が行われております。

現在八丈町では、この猫対策としてTNR活動というものを行ってございます。この活動は、トラップ、捕まえて、ニューター、手術を施して、リターン、元の場所に戻すという活動でございまして、これで自然淘汰といえますか、猫を増やさない活動を行って、自然淘汰で数を減らしていくという活動なんですけれども、こちらではどうしても時間が非常に要してしまうということがございまして、町としてもその辺は強く認識をしておりますので、そのため、現在、議員のほうからご質問あったように、今年度も予算は40万円というところで、今ここで私の口から幾らとは言えないんですけれども、来年度へ向けて企画財政のほうとも打合せをして、多少なりとも予算を増やして、どうにか対策を打っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） ご回答ありがとうございました。

非常に、まずハイキングコースのほうは、あまりよい状況ではないので、富士山についても今いろいろ努力されていることを進めていただければと思っているんですが、ちょっと応急処置的なことで、入り口、登山口の入り口を変えることも一つかなと思っています。

今、支庁の方とか登山ガイドの人と相談をしてというお話でしたけれども、恐らく水が相当流れることによる土砂崩れなので、土木工学的な専門知識のある方のご意見を伺わないと安易には触れないのではないかなと私は思います。ぜひこの辺のプロのご意見を伺うことが可能かについてお聞かせください。

何しろ先ほど回数を伺いましたけれども、結構、平成31年度なんかには4回も起きています。大雨が降っているときは、人は多分登らないとは思いますが、大雨が降った後に、人が登っている最中に大きな事故がないとも限りませんので、なるべく早くお願いできればと思います。

1番については、ちゃんとしたプロの土木工学的な意見を持っていらっしゃる方にお聞きできるかという点についてお伺いしたいと思います。

2番です。先ほど山本議員がSDGsのことについてご質問なされました。このような事業はまさにこのSDGsに関係していることだと思うんです。17の目標でいうなら12番「つくる責任つかう責任」、13番「気候変動に具体的な対策を」、14番「海の豊かさを守ろう」、15番「森の豊かさを守ろう」というところに当てはまるのではないかと思います。発泡スチロールは今やなくてはならないものですが、使ってリサイクルというだけでなく、減量もしていかなければなりません。前回の回答について、町のイベント等では段階的な削減を検討していきたいとのことでしたが、この段階的な削減について、その後の取組はいかがでしょうか。

法的な制約がいろいろあるかと思うんですが、町の考え方をお聞かせください。

山本議員が、SDGsを達成するため、さっきもおっしゃっていましたが、2030年までの話なんですよ。もう既に1年たっています。本当に積極的にやらないと地球は壊れてしまう、それは非常に懸念するところなんですけれども、このために、やはり一生懸命やるということではなく、今年目標はどのぐらいか。例えば先ほどインゴットが482本作りましたと。インゴットというのは、発泡スチロールを溶融して塊の棒にしたというやつですけれども、482本から今年は600本にしようとか、そういうような具体的な目標設定をすることも必要ではないかと。ただ一生懸命頑張りますだけでは、いつまでたっても数字は伸びないかもしれません。

では、そのためにはどうするか。例えば、広報を読まない人もいるので、広報に1回、2回書いたあたりでは、なかなかこの数字は伸びないと思います。例えば、学校教育との連携、それから実際に見てもらって、例えば、以前、金属ごみの、こんなのが混じっちゃっているんですよというのを、役場のほうで展示されていたかと思うんですが、そういうところでプラスチックトレイを皆さんが洗って、これだけ回収すると、どのぐらいの二酸化炭素を削減できますよとか、そういう展示を一つするのもいいかなと思います。いろんな方法があると思います。やはりこの回収量を上げるということと、それから使う量そのものを減らすということ、これをぜひやっていただきたい。この点についてももしご意見があれば伺いたいです。

それから、野良猫のほう。新島すごいですね。82万ですよ。八丈島の倍。人口少ないのに、やっています。三宅島も八丈島よりずっと人口少ないのに、八丈島より多いですね。ぜひ不

幸な猫を減らしていただくためにも、この金額をがっばり増やしていただきたいと思います。

議長がなかなか質問しづらいので、今日私が質問しましたが、避妊や去勢はそれなりの金額かかって、飼い猫ならともかく、野良猫を捕まえて、自腹を切ってやっていくんですから、ボランティア精神がないとなかなかできません。私も何匹か捕まえてやっていますけれども、なかなか難しいので、そのあたりをよろしくお願いします。

また、ちょっと大きな問題というか、少しの猫だったらいいんですけれども、島内某所なんかは、大量の猫を去勢、避妊もせずは無責任にご飯だけあげているようなことも見受けられます。そこではあまり健康的な猫じゃないのが寄って来たり、観光客がお弁当を食べていると寄って来たり、猫が好きな人はいいんでしょうけれども、中には大嫌いな人もいますので、そういう悪影響もあります。猫がひかれていることもあります。そういうような場所、これはなかなか法的には捕まえてくださいとか去勢してくださいとかいうのが難しいかもしれないんですけれども、そういつて放置していると猫はどんどん増えます。ですから、この辺はやはり、例えば我々が言ってもなかなか聞いていただけないような場合、町長とか副町長がぜひ啓蒙活動といいますか、お願いしてやっていただけないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 高野秀男君 登壇）

○産業観光課長（高野秀男君） それでは、岩崎議員の再質問にお答えいたします。

土木工学、そういった専門家の方を招いての調査をというお話です。

もちろん私たち素人のほうで判断もできるわけではございませんので、この辺のところは、やはり招いてきちんとした調査をしていかなきゃいけないというふうに思っております。その辺は東京都の方のほうにも協力していただいて、ぜひ実施していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） それでは、9番、岩崎議員の再質問についてお答え申し上げます。

まず、SDGsに関しまして、プラスチックごみのことにつきましては、確かに13番の気候変動、CO₂、あと温暖化ですね。また14番の海の豊かさということで、やはりプラごみが海に流れ出てしまいますと、マイクロプラスチックということで、海洋生物にもかなりの

影響があるということは認識してございます。

また、プラスチックごみではないんですが、我々SDGsに関しますと、15番の森の豊かさということで、生物多様性の中での移入種、アズマヒキガエル等の対策も練っておりますが、そういったことでかなりSDGsにも関わっているという事業でございまして。

その中のプラスチックごみの削減につきまして、5年以上前に既に、どうだろうかと、そのときはプラスチックごみの代わりにリターナブルのコップですとか容器を使って、イベントで使えないかというようなことで、その当時のごみ処理問題協議会、ワーキンググループ委員の協力も得まして、末吉の盆踊り大会等で一度実証を行いました。その結果、やはり容器をリターナブルするためには乾かす設備が必要になりまして、それをすぐ出すためにというような形ですとどうしても手間がかかるということで、それを大規模な夏祭り等のイベントにその形をすぐ持っていくことは、保健所の指導等もありまして困難だという結論に至りました。

そこから数年たちまして、今現在は、もちろんイベントを所管する産業観光課のほうと連携いたしまして、今は去年のレジ袋等、日本全体でそういうプラスチックごみを減らしているという機運が高まっている中で、事業者のほうの方も使い捨てというようなプラスチックについての認識が改まってきている機運ができてきているのではないかとということで、ただ、議員がおっしゃるように強制力がございませんので、どうしても経済的にやはり使い捨てのほうかというような部分もあろうかと思いますが、私どもは産業観光課さんと連携しまして、なるべくそういう使い捨てではないものを念頭に、できれば資源化できるような白色発泡トレイを念頭に置いて、イベント等を行っていただくような働きかけはやっていきたいと思っております。

また、今年の目標はどれぐらいかということなんですが、今現在目標は立てておりませんが、先ほど申し上げたように1.3倍となっておりますので、これが徐々に浸透していけばということで、当然1.3倍以上になるのは間違いないかなと思っておりますし、その裾野が広がっていくことを目標に、我々はこれからも残りのこの令和3年度、活動していきたいと思っております。

そのためにどうすればいいかということで、議員がおっしゃるように、学校教育等の連携、また広報紙以外のアピールにつきましても、ごみ処理問題協議会やごみ処理問題協議会ワーキンググループの皆様と知恵を絞りながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） では私のほうから、まず来年度の予算、がっばりというところまでは言えるか分かりませんが努力いたしますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

また、今後は新たに地域の合意を得た地域猫活動のルールづくり、これが必要だと考えておりますので、そこにはやはり住民の方々にご協力をお願いしていきたいと考えております。

あわせて、猫に限らずペットの飼い方などについても引き続きご理解、ご協力をお願いしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） 今、猫の飼い方のルールなどを検討していくということで、非常にそれは大切なことかなと思いますので、関係者の協力の下、ぜひ進めていただければと思います。恐らく猫飼いの人とか、その人たちだけが結構頑張っていると思いますけれども、住民の中にはとても猫を大好きな、猫を愛している人たちがいて、自分たちも猫のために何かしたいと言っている人たちがいますので、こういう人達とともにやっていただければと思います。そして、ぜひ猫のほうの予算の増額、くれぐれもよろしく願いいたします。

それで、1番と3番については特にはないです。

2番のほうですけれども、プラスチック類、やはり簡単だからどうしてもプラスチック類を使ってしまうということが、今の世の中を生んでしまったのではないかなと非常に懸念されます。だから、もうこのまま簡単なことをずっとしていたら、先ほども言ったようにいつか破綻してしまうということで、保健所とか、乾かさなければいけないとか、そういうこともあると思うんですけれども、その辺は八丈島ならではのルールをつくるとか、やはりちゃんとした目標を持って、とにかく減らしていただきたいと思っています。

なかなか、私もいろいろ考えるんですが、非常に難しいことではあるんですけれども、リターナブルとか、それだけじゃない方法があると思います。その辺、ごみ処理問題協議会の人とお話しをしていくということでしたけれども、これまでの、例えばイベントでプラスチック、発泡トレイを作って、それをリサイクルしていくというお話があったんですが、それも洗うのはとても大変だと思うんですね。やはりなるべくそういうものを使わなければ、やる必要はないと思うので、再度、例えば保健所がそういう指導なんだけれども、八丈島として積極的なプラスチック類を削減する取組ができないか、できましたら町長にお考えを伺

いたいと思うので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） まず、住民課長、いいですか。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） それでは、9番、岩崎議員の再々質問についてお答え申します。

八丈島ならではのルールということですが、やはり衛生上、保健所の指導は、これは私どもも逸脱してやるようなことはできませんので、その指導には従って、当然、廃棄物じゃないですけれども、リサイクルもしていかななくてはいけないということになります。

その決められた、そういう規制等の中で、知恵を絞ってできる限りということですが、確におっしゃるように、現実的にイベントで使うごみの使い捨ての発泡トレイを洗うのかというようなところもあるかと思いますが、ひょっとしたら、そういった場所が回収の近くにあれば、そういう住民の方に、少しさらっと水を流してでもオーケーというような形の程度のぐらいのレベルであれば、ひょっとしたら可能ではないかなというふうに私どもの課では考えております。

白色発泡トレイも、私たちが望んでいるのは、洗剤を使ってまできれいに落として資源化をするというようなことではございません。というのは、洗剤を使うということ自体でもやはり環境汚染につながりますので、私たちが期待しているのは、水でさらっと洗ったところの程度の、べたべたのついていない、油がついていないごみであれば、白色発泡トレイであれば十分資源化になる。その手間を、二手間、三手間というような形まで望んでおりませんので、八丈島の資源化に合った、なおかつ、その資源化をするために違う形の環境汚染につながるようなエネルギーもしくは品目を使うようなことではない、本当に一手間で済むような形で、今後も資源化については検討してまいりたい。

目標を持ってということですが、先ほどもまだ持っていない状況で、今求められても困るんですが、当然、今以上に白色発泡トレイ以外に、前回もプラごみを、会社さん潰れちゃったんですけども、資源化を図ったことがありますので、そういったことで、本当は容器包装リサイクル法に基づいて、全プラスチックをとというようなことが最終的には目標になるかとは思いますが、それはさすがに八丈町に逆に適合しておりませんので、八丈町に合ったリサイクル、あと費用対効果も見ながらどんどん、ただし拡大してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 町長、一言ありますか。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） トレイの話ですね。今、課長が申し上げたように、トレイというのは大体生ものが多いので、やっぱり使ってすぐ洗えばきれいになりますので、そういう部分のPRといいますか啓蒙活動と、まずは島の販売業者といいますか、そこがまずそういうものを使わない、代わりになるものがあるかということ町も考えて、そういう部分もやっていかなきゃならないと思っております。

岩崎さんは、数が減っていくという話をしていますけれども、町で処理すれば処理量は増えていくのかなと思いますので、まず出すほうを、使うほうを制限といいますか、何らかの方法があるかということを考えていかなきゃならないと思っております。

また、トレイもですけども、発泡スチロールなんかも、やはり島の商店なんかもよく言っていますけれども、八丈の場合、通販というのが最近すごく多くて、そのごみの処理量だって生半端なものではないと思いますので、そういう部分も含めて考えていかなきゃならないと思っておりますので、何しろ使うほうを今後の世の中は考えていかなきゃならないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） ありがとうございます。

◇ 山 下 巧 君

○議長（奥山幸子君） それでは最後の、8番、山下 巧さん。

（8番 山下 巧君 登壇）

○8番（山下 巧君） それでは、新型コロナの水際対策と島外学生支援給付金について、2点質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスは、八丈島においても発症例が報告され、島外から持ち込まれたのは明らかです。緊急事態宣言の自粛要請があっても、この夏来島した観光客を多く見かけました。コロナに感染しても発症しないために、気づかず感染を広げてしまったと考えられます。

水際でウイルスの侵入を防ぐために、羽田空港や竹芝乗船所で抗体検査、PCR検査を受けて陰性となった証明を持って搭乗するように徹底しなければ、今後も島での感染者は増加すると思います。

島の事業所や学校でクラスターの発生があった場合、町立病院では既に隔離病棟では足りず自宅隔離、これは自宅療養と言うようですが、なった場合に、家族への感染も懸念されます。実際4人に1人は家族感染という報告が出ております。島外搬送も都内が医療崩壊の状態になって、受入れは困難と考えられます。

羽田や竹芝で無理ならば、航空機内、客船の乗船中に検査をして、無症状感染者をいち早く見つけ出す必要があるのではないかと思います。

今、こういう検査キット、大分安くなりましたので、乗る人が負担するのか、あるいは半分補助金を出すとか、そういったことで全員に受けてもらうというのが必要かなと思います。

次に、昨年6月議会で島外学生支援策の質問をしました。今年の在学学生から支援金1人3万円配付制度がスタートしました。少なからずも町からの支援は、学生にとって大変ありがたいと心に残るものと思います。現時点で対象学生の人数に対し、何名ほどの申請がありましたでしょうか。

この春社会人になった保護者の間からは、初めての緊急事態宣言で、昨年が一番厳しかったんだとの意見があります。ところが卒業したので、恐らくこれは対象にならないんですね。昨年の卒業生まで給付範囲を拡大していただきたいと思います。町の考えをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） ただいまの2件のご質問については、私のほうでお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の水際対策でございますけれども、来島者全てのPCR検査を義務づけることについては、検査結果が陰性であっても、他の島では来島後陽性となる事例も出ていることや、検査結果が陰性であることで感染症対策に緩みが出るおそれがあります。緊急事態宣言発令中は来島自粛をお願いいたしまして、誰もが自分が感染していると思い、人に感染させない行動を心がけていただくよう、要請を続けてまいります。

2つ目の島外学生支援給付金についてでございますけれども、この給付金については申請期間は9月30日までとなっておりますが、昨日9月6日現在で55名の申請がございます。対象人員については、以前お話ししたように把握ができませんけれども、予算上は3分の1程度ということになります。現在もいろいろなアプリの申請手続にまだ時間がかかりますというような問合せもいただいておりますので、この申請期間の延長も考えたいと思っております。

令和2年度に卒業され自立されている方につきましては、対象に加える考えはありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 8番。

（8番 山下 巧君 登壇）

○8番（山下 巧君） 検査キットの精度があまりよくないので意味がないというような、そういうことですが、やはりワクチン、それとこういう検査キットでの結果を持って島へ来てもらわないと、島の中の不安というのはいつまでも消えません。不安がなくなることはないんでしょうけれども、少なくともそこで見つければ、これは一つの対策としてはよかったということになるんじゃないでしょうか。

昨年の9月に初めて感染者が発表されて、現在累計で21名ですかね。幸い重症者は出ていないみたいですが、都内では重症者が2,198という報告がありました。これは重症化すると治っても大きな後遺症を残すということでは、これはもっと深刻に考えたほうがいいのかなと思います。

それと、強制はできなくても任意でやってくださいというような方法を、少しやってもいいのではないかなと思います。この検査キットは、とにかく今1,000円以下でも買えるようですからね。ぜひこれは検討していただきたいなと思います。何せ玄関を開けっ放しにして入ってくるなど言っているようなものですからね。これはちょっとどういう人たちが入ってくるか分からないですよ。

それから、広報では9月30日締切りで10月支給というふうになっておりました。ぜひこれは前倒しして、申請があった順番に支援をしていってほしいなと思います。

それと、令和2年の学生がここで切られてしまうということは不公平というか、相当不公平感があるかなと思います。前の学生は本当にひどい目に遭っていると思います。緊急事態は巣籠もり本当にしていましたからね。今はその対策をしながら出てもいいということになったので、2年の、その前の学生が本当にひどい目に遭っている、そういうふうに思います。

それと、これは多分1人1回きりかなと思いますけれども、金額的には3万円だと非常に、年間で割ると数千円ですからね、やっぱりそれでも早いところ支援してあげたらいいかなと思います。

あと、病院の脆弱な受入れ態勢ですが、島でクラスターが発生したときに、学校や職場で、10人、20人出たときに、恐らく病院には入れないから、やはり自宅隔離、そのときに食料品とか身の回りのことをする体制というのは、町がやるのかあるいは保健所がやるのか、その辺も教えてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 菊池正勝君 登壇）

○総務課長（菊池正勝君） それでは、再質問のほうお答えいたします。

新型コロナの水際対策の件でございますけれども、私どもの考えは決して玄関を開けているというような認識ではございません。基本は来島自粛をお願いしているところでございます。これは一応、東京都のほうもそういう形で外出の自粛をお願いしているというのが基本になっているところでございます。

それでもこちらのほうに来ることは避けられないというのは現実でございますけれども、その中でも先ほど申しましたように、PCR検査陰性だから私はもう大丈夫なんだというような気持ちで行動していただくよりは、自分はちょっと分からないけど来ちゃったというような形で、行動のほうに注意していただくような形を要請したいというのが考えということでご理解いただきたいということでございます。

あと、クラスターとか発生した場合については、保健所の指導により対策を行っていくということでございますので、よろしく願いいたします。

あと、支援金のほうですけれども、昨年、不公平感があるということ、そう言われてしまえばそのとおりだというふうになってしまいますけれども、現実で昨年度につきましては国の給付金等もございました。保護者の方については、昨年の6月から水道料の補助を続けております。その辺のところ理解していただいて、今回の給付金制度はそのような理解でお願いしたいというところでございます。

あと、素早い支給ということでございますけれども、これについては現実的には可能でございますけれども、一応皆さん最初の9月30日までの募集については、支給については10月ですということを了解いただいて申請していただいているというふうに考えております。9月30日に一回締めまして、それまでに申請した方には10月中の支給を考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、先ほど申請期間の延長というお話も申し上げましたけれども、それ以降についても、どの辺でもう申請ができたというふうに判断するのはちょっと難しいかもしれませんが、ある程度まとまった段階で支給のほうはさせていただくと。今回の制度については、支給については時間がかからない方法だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

以上で一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。

2時10分まで休憩いたします。

(午後 1時53分)

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 2時10分)

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第6、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の1をお願いいたします。

承認第11号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年6月30日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書のほうをお願いします。

1ページをお願いします。

令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,085万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,386万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和3年6月30日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに項の補正額で説明をいたします。

15款 2 項国庫補助金589万円の増、ふたり親低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金の増となります。

16款 2 項都補助金 4 万円の減、高齢社会対策包括補助事業補助金の減となります。

19款 1 項基金繰入金500万円の増、財政調整基金繰入金となります。

歳入合計、補正前の額76億5,301万1,000円。補正額1,085万円の増、計76億6,386万1,000円となります。

続いて歳出になります。

3 款 1 項社会福祉費 8 万円の減、在宅高齢者実態調査、民生委員謝礼の減が主なものとなります。

2 項児童福祉費589万円の増、こちらはふたり親低所得子育て世帯生活支援特別給付金となりますが、1人当たり5万円の給付となります。

10款 3 項中学校費386万2,000円の増、こちらは富士中学校体育館床改修工事になりますが、床が剥がれて危険な状態であったため改修するものでございます。

次のページをお願いします。

6 項保健体育費142万7,000円の増、富士グラウンドゲートボール場の漏水が判明したため、改修工事等を実施するものとなります。

14款 1 項予備費24万9,000円の減。

歳出合計、補正前の額76億5,301万1,000円、補正額1,085万円の増、計76億6,386万1,000円となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5 番。

○5 番（沖山恵子君） 専決処分のこの中学校費の、床が剥がれて危険な状態なので専決でやりましたということなんですけれども、突然剥がれないと思うんですけれども、前もって学校からの要請があったとか、予算に入れ忘れたとか、何かあったのではないかなとちょっと勘ぐってしまうのですけれども、その辺、本当に緊急性があつて、専決なのかどうかちょっと確認したいのですが。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） この富士中学校の体育館改修工事は、もともと床の張り替えではなくて、体育館の床を削って新しく塗装をして線を描き直すという工事を発注しております。そこで、床を削っていく中で、体育館の床自体を張り替えなければ強度が保てないところが分かりましたので、その工事を追加するものでございます。これ専決にしたのは、夏季休暇、休校期間に行いますので、専決でやらせていただきました。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 最初に削って塗ってという段階で、一応確認をして、見積りを立てて業者さんに発注すると思うんですけども、今後はもうちょっとちゃんと見ていただけたらなと思うんですが、多分、子供たちとか使っている人には、ここ使っている状態で床が弱いよみたいなのは分かったりするんじゃないかなと思うんですね。表立って何にもないところで、いきなり業者さんがやったらそうなったとかいうことはないと思うので、もう少し最初の調査をちゃんとしておいていただけたら、もうちょっとうまくできたんじゃないかなとか思うんですけども、今後はぜひそういうことをよろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 要望でよろしいですか。

（沖山議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認については原案どおり承認いたしました。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第7、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

承認第12号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告しその承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月28日、八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億6,586万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和3年7月28日、八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出とも項の補正額で説明をいたします。

19款1項基金繰入金200万円の増、財政調整基金繰入金となります。

歳入合計、補正前の額76億6,386万1,000円、補正額200万円の増、計76億6,586万1,000円となります。

続いて、歳出になります。

11款2項農林水産業施設災害復旧費227万3,000円の増、こちらは、富士牧野流出土砂撤去委託料が193万6,000円の増、超短波農道災害復旧修繕料33万7,000円の増となります。7月

26日の豪雨災害によるものとなります。

14款1項予備費27万3,000円の減。

歳出合計、補正前の額76億6,386万1,000円、補正額200万円の増、計76億6,586万1,000円となります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、承認第12号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、同意第4号 八丈町教育委員会教育長の任命の同意についてを上程いたします。

審議に入る前に、本件の当該者であります佐藤 誠さんの退席を求めます。

（教育長 佐藤 誠君退席）

○議長（奥山幸子君） 説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号2をお願いいたします。

同意第4号 八丈町教育委員会教育長の任命の同意について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町教育委員会教育長の任命の同意について。

下記の者を八丈町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、東京都八丈島八丈町中之郷1650番地、氏名、佐藤 誠、昭和25年7月15日生まれ、71歳でございます。

説明。

八丈町教育委員会教育長佐藤 誠氏が令和3年10月6日で任期満了となるので、再び選任するものである。

裏面の略歴については省略いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、同意第4号 八丈町教育委員会教育長の任命の同意については、原案どおり同意いたしました。

佐藤 誠さんの復席を求めます。

（教育長 佐藤 誠君復席）

○議長（奥山幸子君） ただいま教育長の任命の同意を得られました佐藤 誠さんより発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

○教育長（佐藤 誠君） お時間いただきましてありがとうございます。

先ほどは教育長の任命同意、ありがとうございました。

早いものであつという間に4期目を迎えることとなります。

しかし、私に残された時間はそう多くないということも自覚しておりますので、今後、教

育長の職責を全力で全うしてまいります。

現在、コロナ禍の中で、学校の教育活動も、社会教育の活動も、大きな制約を受けてございます。まだ厳しい状況は続くことが予想されますので、教育委員会、また教育課の職員、力を合わせて、学校の教育活動をしっかり支えるとともに、社会教育の活動も、厳しい状況ではありますが、町民のご理解とご協力をいただきながら、今できることを一步一步しっかりと実行してまいります。

議員の皆様には、今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） それでは続きまして、日程第9、同意第5号 八丈町教育委員会委員の任命の同意についてを上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 書類番号2のただいまの議案の次になります。

同意第5号 八丈町教育委員会委員の任命の同意について。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町教育委員会委員の任命の同意について。

下記の者を八丈町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、東京都八丈島八丈町三根1643番地、氏名、佐藤 謙、昭和39年8月5日生まれ、57歳でございます。

説明。

八丈町教育委員会委員佐藤 謙氏が、令和3年9月30日で任期満了となるので、再び選任するものである。

裏面の略歴については省略させていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、同意第5号 八丈町教育委員会委員の任命の同意については原案どおり同意いたしました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第10、議案第53号 令和3年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） 書類番号の3をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

議案第53号 令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億5,763万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億2,349万7,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（笹本博仁君） はい。

令和3年9月7日、提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為、こちらは建設課の道路管理用自動車リースですが、期間は令和4年度、限度額は131万円でございます。現在の車両が老朽化をしており、令和4年度のできだけ早い時期に納車をするため設定をするものでございます。

続きまして8ページをお願いいたします。

歳入歳出ともに項の補正額で説明をいたします。

歳入となります。

10款 1項 地方特例交付金229万6,000円の減、こちらは交付額の決定によるものでございます。

11款 1項 地方交付税 3億9,163万2,000円の増、普通交付税の交付額の決定によるものでございます。

14款 2項 手数料462万円の減、じん芥処理手数料の減ですが、こちら実績によるものでございます。

15款 2項 国庫補助金2,008万9,000円の増。次のページの学校施設環境改善交付金1,984万4,000円の増、こちらは空調設置工事の交付金となります。

16款 2項 都補助金314万9,000円の減、こちらは商工費の生活応援事業777万9,000円の増、キャッシュレスポイント還元事業ですが、内容は歳出のほうで説明をさせていただきます。

また、教育費の空調設置工事に関わる補助金が1,331万8,000円の増となります。

一方、減では、子育て推進交付金1,452万1,000円の減。また、島しょ漁業振興施設整備事業補助金、これは浮魚礁の関係の補助金となりますが、1,086万9,000円の減。夏祭りの補助金が200万円の減となります。

次のページをお願いいたします。

3項 委託金13万6,000円の増、衆議院議員選挙費委託金の増が主なものとなります。

18款 1項 寄附金 1億円の増、こちらはふるさと納税でございまして、お一人の方の寄附金となります。

19款 1項 基金繰入金 1億9,500万円の減、基金への繰戻しで財調に1億8,200万円、ふるさと創生基金に1,300万円となります。

2項 特別会計繰入金479万8,000円の増、介護保険特別会計繰入金等となります。

次のページになります。

20款 1項 繰越金 1億6,799万6,000円の増、前年度の繰越金となります。

21款 4項 雑入272万8,000円の増、こちらは、八重根電柱移転補償費280万円の増、都からの補償費となりまして、町有地にある電柱の移転費用となります。

22款 1項 町債2,467万8,000円の減。臨時財政対策債でございます。

歳入合計、補正前の額76億6,586万1,000円、補正額 4億5,763万6,000円、計81億2,349万7,000円でございます。

次のページをお願いします。

歳出となります。

1 款 1 項議会費101万9,000円の減、旅費の減が主なものとなります。

2 款 1 項総務管理費 3 億9,806万4,000円の増。減の主なものは、財産管理費の倉庫建設設計委託料が440万6,000円の減。次のページの工事費が1,945万円の減となります。こちらは建設場所の変更に伴い減といたしております。増の主なものでございますが、八重根電気工作物移転補償費280万円の増、国土強靱化計画策定委託料499万4,000円の増、基金への積立てでふるさと創生基金へ1億円、公共施設整備基金へ2億7,100万円。減債基金へ3,850万円となります。

2 項企画費184万2,000円の減、こちらは国際交流員の報酬の減が主なものとなりますが、国際交流員につきましては、10月の末に来島予定となります。

また、基本構想のデザイン委託料15万円の増となっております。こちらはダイジェスト版の関係で住民に分かりやすいよう、イラストを掲載する費用となります。今のところ住民への配布は12月になる予定となります。

次のページをお願いします。

3 項徴税費41万3,000円の増。固定資産土地区画修正意見聴取委託料となります。

5 項選挙費49万8,000円の増、選挙備品購入等の増となります。

6 項統計調査費16万4,000円の減、調査員報酬等の減となります。

3 款 1 項社会福祉費6,151万4,000円の増、こちら、次のページの水道料金補助金5,000万円の増ですが、補助事業を2か月間延長し、12月までの使用分、1月請求分までとなります。財源は一般財源となります。また、介護保険特別会計繰出金789万4,000円の増が主なものとなります。

2 項児童福祉費230万2,000円の増、こちらは社会保険料等の増が主なものとなります。

次のページをお願いします。

4 款 1 項保健衛生費96万2,000円の増、特定健康診査等委託料等の増となります。

2 項清掃費699万3,000円の減、こちら、新クリーンセンター給水管敷設工事906万4,000円の減。契約差金となります。し尿処理費では、プラント定期点検整備委託料120万円の増となります。

次のページをお願いします。

6 款 1 項農林業費436万6,000円の増、こちらは農地費の土地購入費321万9,000円の増が主

なものとなります。

次のページをお願いいたします。

18ページになります。

2項水産業費1万3,000円の増、こちら修繕料となります。

3項振興費857万5,000円の減、こちらは産業祭補助金が100万円の増、ロベの100周年事業分となります。

また、防犯カメラ設置事業補助金231万8,000円の増は、漁協の関係でございますが、船の機材等の盗難があるということで、漁協へ補助するものでございます。また、新規就農者定着支援補助金の増が主なものとなります。減の主なものは浮魚礁の契約差金になりまして、運搬運搬料、資材代等の減となります。

下のページになります。

7款1項商工費434万3,000円の減、こちらは夏祭りなどのイベント、誘客事業ができなかったことによる減が主なものとなります。また、キャッシュレス決済ポイント還元負担金990万円の増は、J-Coin Pay、楽天Edyでのキャッシュレス決済が対象となりまして、1決済当たり1万円が上限となり、1万円を利用させていただくと3,000円分のポイント還元を実施する事業となります。こちらは都の補助金が4分の3となります。

次のページをお願いいたします。20ページになります。

8款1項道路橋梁費107万4,000円の減、こちらは道路補修工事163万3,000円の減、契約差金となります。

2項河川費44万5,000円の増、水路測量委託料等の増となります。

3項都市計画費10万5,000円の増、こちらは修繕料等の増となります。

4項住宅費40万1,000円の増、寺山団地給水施設改修工事等の増となります。

次のページになります。

9款1項消防費499万8,000円の増、こちらは消防デジタル無線保守管理委託料、救命胴衣の購入、修繕料等の増となります。

10款1項教育総務費89万7,000円の減、こちらは旅費等の減となります。

次のページをお願いします。

2項小学校費133万2,000円の増、こちらはトイレの洋式化の設計委託料が600万円の減となります。先行して実施する予定でしたが、長寿命化の工事計画の中で施工するほうが効率的に実施できると判断し減としております。増では、特別教室の空調工事1,190万

7,000円の増となります。大小のキュービクルの改修を全面改修に変更したことにより増額となっております。

2目の教育振興費ですが、次のページの教育ソフト使用料406万3,000円の減となります。令和3年度は東京都の負担になるため減としてございます。

3項中学校費389万9,000円の増、こちらも小学校費同様、トイレ洋式化設計委託料、教育ソフト使用料が減となっておりますが、富士中体育館便所改修400万円の増。これまでは男女共有トイレだったものを男女別にするものでございます。また、大中バックネット改修工事等が増となっております。

次のページをお願いします。

4項学校給食費84万1,000円の減、消毒保管庫購入契約差金の減が主なものとなります。

5項社会教育費53万3,000円の減、こちらは図書館受付報酬等の増はありますが、山梨体験学習を取りやめたことによる減が主なものとなります。

次のページになります。

6項保健体育費、増減なし。組替えとなりまして、聖火リレーのトーチを購入するものでございます。

11款1項公共土木施設災害復旧費108万4,000円の増、2項農林水産業施設災害復旧費29万8,000円の増。

次のページをお願いします。

3項その他公共施設災害復旧費51万8,000円の増。こちらは8月8日、台風10号によるスポーツ施設、林道等の災害復旧となります。

12款1項公債費363万4,000円の増、減収補填債元金分の償還となります。

14款1項予備費92万9,000円の減。

歳出合計、補正前の額76億6,586万1,000円、補正額4億5,763万6,000円の増、計81億2,349万7,000円となります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

お諮りします。

一般会計の補正予算については、初めに歳入、歳出については、款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

一般会計補正予算書、歳入、8ページから11ページについて質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 8ページ、歳入なんですけれども、15の国庫支出金、3、衛生費国庫補助金なんですけれども、この7のところ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金とありますけれども、これは令和2年度9月15日から、厚生労働省より通達が発遣されておりますけれども、対象経費として会議費も入っているということです、ワクチンにつきまして質問させていただきます。

現在、八丈町のほうでも、ワクチン接種後でも感染しているという、そういった方もいらっしゃるというお話を伺っております。いわゆる今話題になっておりますブレークスルー問題というのが問われているかと思えます。ワクチンを1回、2回接種後も感染してしまう、こういう状況が実際八丈町の中でも起きているのかどうかとか、そのあたりの状況について教えていただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今のご質問で、今、もちろん住民の皆様のご理解、ご協力、また町職員や都の職員の協力をいただいて、全庁を挙げてワクチン接種、こちらのほうは順調に進んでおります。

一応、2回目までの接種が9月18日土曜日に最後の12歳から19歳、2回目接種で、取りあえず集団接種は終わると。その後はもう個別的なということで、民間の岩淵クリニックさんと町立病院の小児科のほうで、1バイアル当たり、大体1瓶で5回から6回分取れますので、人数が、少し待っていただく場合もございますけれども、ご予約いただいてから。そこで行っていくというところで、今のご質問の、ブレークスルー、そちらのほうの感染というのは、今現在は特に報告等、島内での報告はないというふうに把握をしております。

ただ、今から国のほうでも、世界を見ますと、もうブースト接種を行っているというところもあるので、今後日本が、そのブースターについてどういうふうな判断をしていくかというところが論点になってくると思えますけれども、今現在は取りあえず2回の接種で、12歳までの方々にいけるというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） ありがとうございます。とても大切なことだと思います。

実は先日、リモート会議というのの専門家の方、医療関係者の方を含む、こういったワクチンに関する勉強会などもございまして、そこでちょっとお話を伺った件なんですけれども、やはり現状といたしましては守秘義務というのがあるということで、これから10年間をめどとして、現在分かっていることでもまだ公表できないという、そういう現状もあるそうなんです。なので、本当にはっきりとした答えは10年後に明らかになるのではないかなと思うんですが、でも、それを待っていてはという話もありまして、なるべく自治体は精力を挙げて、それぞれの地域性とかもいろいろと考慮しながら、どういったことで感染が広がるのかとか、そういったことを公表しなくてもいいとは思いますが、しっかりと水面下で進めていただきたい案件でございますので、先ほど申し上げましたブレイクスルーの件も含めまして、今後の精査、入れていただければと思います。これは要望でございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに、歳入で。

5番。

○5番（沖山恵子君） 9ページの都支出金の民生費補助金のマイナスについてお伺いします。

児童福祉の補助金ですね、マイナスの1,449万3,000円ということで、これは都の補助金がこれだけ減ったということなんですけれども、これに合わさる支出のほうを見ますと、児童福祉費のほうで返還金が100万弱ありますけれども、ほかの予算はいろいろ増えていまして、何かを取りやめたから補助金が減ったということではなくて、東京都の補助金が1,400万を切りましたよというふうに読み取れるんですが、これ何でこんなにいただくお金が減っちゃったのか、理由をお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちらの児童福祉費の補助金1,452万1,000円、こちらにつきましては、町のほうで事業を幾らとか試算したものではなくて、これはあくまでも東京都さんが独自に試算した金額で、最初に提示されました。そこでうちが取りあえず事業を取りやめたということはないんですが、あちらのほうで多く試算をし過ぎたということで、今回この減額ということでございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君） いただけると思って、いろいろ予定してあるのがなくなっちゃって、結果的に一般財源のほうから補填という形になっているんですけれども、例えば、これでま

た何かとほかの事業をやったらもっとお金が増えるかと思うんですけども、こういう事業だったら補助金が出る、こういう事業だと出ないというのが何となく分かると思うんですけども、そこら辺というのはもう、これだけあげますよ、やっぱりやめましたという、そんな感じでいろんな補助金というのは動いていってしまう不条理なものなのではないでしょうか。ちょっとその辺をお聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちらの子育て推進交付金という部分は、一番大きな部分は保育所の運営費の部分が多いんですね。先ほど私、一般質問のときにもお話ししたと思うんですが、実際、例えば保育士がいれば、もっと変な話、うちの保育園の定数も増やせるといったところがありますけれども、実際、正職員、数が限られているためにある程度定数を減らさざるを得ないという部分がございます、その部分が一番ここには響いているというふうに考えてございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（沖山議員「了解しました」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

11ページまでの歳入です。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出、12ページ議会費から16ページ衛生費までの質疑をお受けいたします。

12ページから16ページまで。衛生費まで。

9番。

○9番（岩崎由美君） 16ページのがん検診のところなんですけど、金額が増えているじゃないですか。これは予定より人数が増えたとかそういうことですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちらのがん検診の、この委託料の部分でよろしいですか。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○福祉健康課長（奥山 勉君） こちらは、昨年度は毎年行っていた業者さん、元気プラザさん、こちらのほうが去年はコロナの関係で八丈には来られないということで、急遽12月に遅れさせて、よその業者さんをちょっと探してやったという経緯がありましたが、今回は例年どおり7月に、おかげさまでがん検診を行うことができました。ただ、この委託

料の増に関しましては、このコロナの関係で、今まで宿泊の1部屋にお二人といった部分が1人1部屋ということで、ちょっといろいろ交渉等ありまして増額になった分でございます。

(岩崎議員「分かりました」の声あり)

○議長（奥山幸子君） いいですか。

(岩崎議員「それで……」の声あり)

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 今の件は分かりました。

ちょっとお願いというかあれなんです、がん検診は福祉健康課が担当で、特定健診は住民課のほうでやっていますよね、いろいろお知らせなんかは。一括してやっていますか。今年の封筒の中とか、それから広報だと、広報にはがん検診の来年のお知らせとか載っていて、特定健診のほうは、また別なお知らせの方法、仕方があったので、できればこれ一緒にしていただいたほうが、住民は分かりやすいのではと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） そうですね、特定健康診査、こちらに関しましては、八丈町の国民健康保険に加入されている被保険者の方を対象に行っている健診、がん検診は、ここにやはり付随して、ほぼ皆さん、国保には加入いただいているという部分もありまして、併せてうちのスタッフもそこに入れていただいて、がん検診の、受けませんかという勧奨を行って、実際やっているところです。

周知の仕方等については、うちのほうもがん検診の受診率を上げるためにいろいろと、例えば高齢者の定例会において告知をすとか、母子の5歳児健診等での健康カレンダーの配布とか、そういった、あと各八丈島内の商品、お店のほうにご協力いただいて、張り紙を貼るとかいろいろやってはいるんですが、ちょっとそこが、今、変な話、連携がうまく取れていないのかという部分があるので、今後、住民課のほうと連携しながら、住民の方に一番分かりやすいような周知の仕方、そこを考えていきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 今、福祉健康課長が申しあげましたように、私ども国保を預かっているほうは特定健康診査、国保の加入者の方へのご案内となりますので、その中でがん検診等のご案内というのはちょっと難しい。ただし、今福祉健康課で行っているがん検診、国保で国民健康保険、特定健康診査、あと企業団の特定健康診査等も若干入っておるんですが、そういった中で、福祉健康課のほうのパンフレットの中には、我々で行った特定健診の結果

ですとか、そういったことのご相談を承りますよということで、福祉健康課さんのほうでは、ご協力いただいて、全体の特定健康診査、がん検診受診者、その他の企業の特定健診の受診者の方、全対象としてやっているパンフレットを作られています。ただ、私どものほうは、特定健康診査はあくまでも国保の被保険者ということで、ちょっとそこいら辺が、できるものとできないものがあるということでそこはご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（岩崎議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかに。

11番。

○11番（廣江 才君） 15ページ、経済支援水道料金の件なんですけれども、これはこれで我々も助かってはいるんですけれども、予算の組み方としまして、例えば中之郷の処分場がございましてね。あそこの埋立地がもう、池まで100メートルもないと。そうするとね、材木をそのまま捨てている状態。ということは、あそこをもうちょっと延命させるための費用として、こういった金額をここで出せるものなら、そういうものもきちっと対処してあげなきゃいけないんじゃないかと思っているんですけれども、これはこれで今回は別に反対するものではないんですけれども、予算の組み方としていかなものかと思って、ちょっと財政課長、答弁お聞きしたいんですけれども。

○議長（奥山幸子君） こちらでいいんですか。

（廣江議員「あれか。住民課長か」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、区別しなくてはいけないのは、そのコロナの感染症対策の一般住民の方への補助事業とを分けまして、私ども住民課の管轄としましては、今おっしゃった中之郷埋立処分場の将来にわたってのご提言だとは思いますが、それについての経費をこの補正の場では計上していないと。将来にわたっては、確かに議員がおっしゃるように、伐採木の埋立て、ガラス瓶等の埋立てを、今、中之郷埋立処分場は行っていて、永遠に続けるものではないというのは認識してございます。その処理についてはまた別途、このような補正予算ではなくて、我々は当初予算から計上していくということですが、それが来年度というようなことでの切迫した状況ではまだないのかなというふうなことで、今、新クリーンセンターを立ち上げまして、その後に旧クリーンセンターを、今度は中間処理施設として

利用すると国庫補助金がつくというようなことがありますので、そういった中間処理施設として、その伐採木ですとかガラス瓶とか、岩崎議員がおっしゃっていたプラスチックとか、そういったことも含めて、限られた中なので全部が全部できるわけではないんですが、そういうような中で検討してまいりたいと思いますので、そのご議論として感染症対策の事業費として5,000万どうなんだろうではなくて、私のほうは、その中之郷埋立処分場の5,000万の計上はどうなんだというようなことについて、今はまだその段階ではないというようなことだけお答え申し上げて、コロナの対策についての使い方というのは、ちょっと私の範疇ではないので企財課長のほうからになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいま住民課長が申し上げたとおり、中之郷の処分場については今後の検討課題ということで、相談をさせていただきたいと思っております。

今回の新型コロナ、水道料金の補助事業でございますけれども、こちらにつきましては、やはり経済支援ということで、まだ緊急事態宣言も発令されていると、まだ延びる予定という報道も聞いております。そういった部分では、水道料金の支援というのは、各種団体、農協ですとか、漁協さん、観光協会、商工会等からも要望が実はございました。そういうことで、2か月間延長をさせていただきたいというお願いでございます。今回は、もう国からの交付金はありません。先ほど申し上げたとおり一般財源での補正予算になりますので、ぜひよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 私は、これそのものをあれじゃないよ、たまたま5,000万という数字が、しっかり取るのに、このぐらい……大体、5,000万かかるだろうとかいうことで、たまたまこの金額が使えるものですから、予算の組み方として、こういうものよりももう一度、埋立地の延命を図る、そういう意味でも聞いた。そして、少しでも延命を図るようなことをお考えになったらということと言ったままで、たまたま交付金額が5,000万という数字が出たものですから、しかもこれはもう一般会計から出ているものですから、もっといい使い方があったんじゃないかということをやっと言ったままで、これそのものが別に、これだからそっちのほうがいいんじゃないかとは言わないけれども、考え方としてそういう考え方を持っていただきたいなという思いで質問しただけです。別に答えはいいです。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 13ページの上から2段目、災害対策費で、国土強靱化計画策定の委託料としておよそ500万円で上程されているんですが、ちょっとこれがいまいちよく分からないんですけれども、どういうことをやるためのお金ですか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 予算書のほうには、国土強靱化計画策定委託料となっておりますけれども、これは国土強靱化地域計画というのが正式な名称になります。国のほうで国土強靱化計画というのを定めておりまして、その地方公共団体版が地域計画という、今回は地域計画のほうを策定するというところでございます。

これは、国土強靱化計画とはどういうものかと申しますと、原則的にそんな細かいものではないんですけれども、地域の住民の人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする強さと、受けた被害から迅速に回復するしなやかさ、これを備えた国土と経済社会システムを構築するものを目指すものというのが国土強靱化計画ということでございます。それを各地方公共団体ごとにつくるところ、義務づけはないんですけれども、それは必要ですよというような国の指導がございまして。

このポイントとしては人命の保護、あとは重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。あと、国民の財産とか公共施設の被害が最小化になると。あとは迅速な復旧復興ということで、この4つを基本目標として考えられているということでございます。

防災計画とどう違うのかといいますと、防災についてはいろんな地震とか洪水のリスクを特定して、そのリスクに対する対応でございますけれども、これはもういろんなことを考えて、大きく言えばどんなことが起こっても最悪の事態に陥らないような地域社会をつくるための計画と、ざっくり言うとそういうふうな形なんですけれども、そういうところをつくるのが義務づけではないですけれども、国からはその指導が入っているということでございます。

今後、この計画を基にいろんな計画の修正もかかってくると、これが一番上に来る。一番上に来るものを今頃つくるのかという議論もあるかもしれませんが、この国土強靱化計画というものが町の一番上に来て、その下にいろんな総合計画とか、地域防災計画とかそういうのが来るというような位置づけの計画ということでございます。

○議長（奥山幸子君） 4番議員、分かりましたか。

○4番（山本忠志君） いや、よく分からない。

○議長（奥山幸子君） よく分からないね。

○4番（山本忠志君） 課長、俺も勉強不足ですみません。勉強してみますけれども、これは大事なことだと思うんですよね。今ちょっと防災計画と何が違うのかなと思って、ちょっと手を挙げたんですけれども、ぜひこれ……。委託というところがちょっと気になって、我が町のことなのに、どこかに投げちゃうのかというふうなこともあって、もっと島のことをよく知っている我々が関わって、強靱な八丈町づくりに役立てたらいいんじゃないかなと思うんですが、どこに委託するのか、そういう専門家がいますか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 専門家というかこういうところを受注している業者はございます。

地域のことですので、私どもが考えるというのはもちろんそのとおりなんですけれども、基本的に国土強靱化計画というのは国の計画がございまして、さらに国土強靱化地域計画という中には東京都の計画がございまして、さらに国土強靱化地域計画という中には東京都の計画がございまして、原則的にその辺のところをすり合わせというのが必要になってくるというところではございまして、その辺のところについて支援をいただくと。ここに丸投げするというところよりも作り方の指導をしていただくというような形で、こちらを計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 4番議員。

○4番（山本忠志君） よくは分からないんですけれども少し分かりました。

また分からなくなったら伺いに行きますので、町のために頑張ってください。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 国土強靱化、多分、東北の震災があった後……

（発言する者あり）

○議長（奥山幸子君） 私語は控えてください。

○9番（岩崎由美君） 国土強靱化という言葉ができて、防潮堤とか、いろいろできたという経緯もあったと思います。

災害を防ぐということもありますけれども、やはり先ほど山本議員がおっしゃったように、適材適所と、八丈島に合った形、ましてやこれが災害対策事業の一番上に来るとしたら、やはり慎重に行って、島中防潮堤にならないような方法、やり方を私は希望したいと思いますが、この委託は何年ぐらいで、1年間ですか。予定では。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） この委託料の予算については3月までというような予算計上です。

実際のところ今年度末に、修正が今後かかるとしても、ある程度まとめて、ある程度じゃ

なくてまとめたいというふうに考えております。

私の説明がうまくなくて大変申し訳ないんですけども、こちらについては、防災計画よりも上にあるものだ、もっと大きいものだというような解釈をしていただきたいということでございます。

ある程度のことが起こるといふのを見据えつつ、最悪の事態に陥らないためにはどんなことをしていけばいいのかとか、そういうことが起きても復旧には最短で行けるようにはどうしたらいいのかというところを基に考えるというふうなことで、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、そういう理解をお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 私も勉強してみます。

それで、例えばその計画ができたときに、八丈町、八丈議会とかの意見を取り付けるというか、意見を申し入れることも可能なシステムということなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） そちらのご意見のほうはもうもちろん伺います。ただ、先ほども申しましたように、国とか、大本の国というのとそれほど擦れ違わないようにという制限みたいのがございますので、その辺のところは、地域の実情と合っていない部分がもしかしたら出てくるかもしれませんが、この計画については細かいことというよりも大まかなことということになりますので、基本はそれほど変わらないのかなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、不勉強過ぎてすごく的外れなことを言うのかもしれませんが、国土強靱化計画と聞いたときに、私は、他国からの侵略とか、防災ではなくて防衛とかということも含まれてしまうのかなと思ったんですけども、全くそういうことではなくて、あくまでも自然災害とか防災を念頭に置いたことなのでしょうか。確認の意味で教えてください。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） 基本は自然災害等、あらゆるものを想定されているということでご理解いただいていると思います。

○議長（奥山幸子君） 5番、よろしいでしょうか。

(沖山議員「はい」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかにございますか。16ページ。

3番。

○3番(山下則子君) 今回のこのあれにはないんですけども、強いて言えば総務にちょっとお聞きしたいんですけども、先ほど一般質問でもあった島外学生の支援、3万円のことについてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長(奥山幸子君) 何ページになる、教育……。

(山下(則)議員「いいですか」の声あり)

○議長(奥山幸子君) どこになるんだ。総務課。

○3番(山下則子君) 今回、9月30日までに支援金の申込みができるということで、私も大生のお子さんがいらっしゃるところに二、三日前に、申請したかしらと聞いたんですね。そうしたら、何とまだしていないと。というのは、これがまた大変なんだってということなんです。何が大変なのかは私もよく分からないので、ちゃんと聞かせてくださいとお願いしたら、まず、J-Coinというんですか、のアプリ登録が必要だと。J-Coin会員登録の際、その後に銀行口座を作らなくてはならない。登録して銀行口座を作って、J-Coin会員登録の際、本人確認書類が必要であると。普通だったら保険証とか住民票とか学生証とかなのに、J-Coinはオンラインだと運転免許証かマイナンバーカード以外は郵送での本人確認になると。もうこの時点で面倒だということになる。

また、学生証とかではなく在学証明書となると、大学まで行くか郵送で発行してもらわなくてはならないし、その分のお金もかかるわけですけども、学生証は顔写真つきなのに何で駄目なのかと。そもそももっと簡単な手続で済むということではできなかったんでしょうかと。例えば、役場から本人の口座に現金を振り込んでもらうという、そのシンプルなものがなぜできなかったのかというところが疑問だとおっしゃったんです。またその息子さん自体も、自分のところはそんなJ-Coinを使えるようなスーパーはないんだということで、私はもうこの最初に、J-Coinというか、本当に学生さん向けのすごくいいアイデアなんだなとすごく喜んで、今どきのもので、それをかざせばできるのかなという、すごくワクワク感があったのに、実際そうやって、なかなか学生さんまで支援が届かないというのは、何が問題なのかというところがすごく疑問に思っちゃったんですね。

なので、このお母さんが言うようにもっとシンプルなもので、皆さん、学生さんが喜べるものにしなければ、せつかく3万円の支援金があるのに、それが用をなさないんじゃない、何に

もならないんじゃないかなと思ったんです。

それで、もう一回その息子さんに確認してみてもって確認してもらったら、まだ申請していないという。だから、やっぱり自分はいいよみたいになって、ずっと、アルバイトも時間数が少なくなっちゃって大変なのに、親としては何としてもその3万円をもらってほしいけれども、その辺のところはやっぱり、実際の子供たちのニーズに合わなければどうしようもないんじゃないかなというのを感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） まず、こちらの送金方法につきましては、J-Coin Payを通して送金という形で、市内でもいろんな意見を伺いましたけれども、ただ、J-Coin Payが使えないとしても、これは口座を登録していただければ現金化できるんですね、手数料無料で。それなので、使えないところについてはその辺はクリアできるというところがございます。

あと、簡単にこちらに口座を登録していただいてという方法もあるんですけども、これからデジタル化社会になるに当たって、こういう形でやっていくと、こちらの町に口座情報は一切入らないと、なくても送金ができちゃうんですね。だから、口座のすり合わせとか町がやることがない、やらなくても済むと。言い換えれば、J-Coin Pay登録のときに、それだけ大変だということは、それだけセキュリティーがあるということになるということでございます。

ほかのいろんなQRコード決済についても、口座間のやり取りができるものについては同様なものというふうに考えております。ただ、申請自体は、いろんな申請者から、これではできなかったとかそういう話もありますので、先ほど申しましたように時間がかかるかもしれませんけれども、その辺についてはご理解いただいて、申請期間を延ばすことも考えますので、その辺について、あと郵送になったとしても、多分郵送料無料で手続、送れたりするということがございますので、その口座登録、要はスマートフォンのアプリの、J-Coin Payのアプリの口座登録とかで本人確認について簡単にできないというところは、逆に言うと、これ簡単にできてはまずいところということで、こちらに口座を送ってもらってやればいいのかということもございますけれども、こちらについても、その辺がなくても送金が可能だということもあわせて、今後のことも見据えて一番そのような、デジタル関係の拒否感がない世代を狙った制度だったので、こちらのほうはやらせていただいたということで、ご理解をお願いしたいということでございます。

もし分からないことがあればメール等で受け付けていますので、そちらのほうはこちらのほうにまた問い合わせさせていただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 関連で。今の件なんですけれども、大体私はこれが話が出たのがいつだったと思いますか。9月に締めて、これから渡すんだと。そうすると、今、聞くとまた複雑な、もっと何でもっとシンプルにできないのか。しかも55名しかできないということだしね。3分の1と言ったでしょう、150。これはもう180ぐらいあるわけですよ。何で親元へ行って、こういう制度があるんだけれども、申込みやらないのかと、本当に申込みさせて、親経由はまずいだろうけれども、本人に、どこへ振り込むかを確認すりゃそれで済むことじゃない。何をそんな難しくこねくり回して、これはあげるというより、困っているから救ってやろうと、そういう善意の憲春君の提案でやったものが出発点ですよ。それは本当に困っているからやろうと。遊びでやっているんじゃないんだよ。何でそんな気持ちがわからないの。本当に困っている人はね、そんな、この手続をこうしろああしろと、そこまでやってたった3万円だよ。たっただけ言うのは、まずいですけども、それをね、困っているから渡してあげようという、そこが出発なんですよ。何が55人ですか。何で全員に配れるようにしないの。そのぐらいの努力しなさいよ。こういう方法でなきゃできない、こういう方法でやってくれ。何やる、どこの高みから物を見下すようなやり方しているんだよ。冗談じゃない。

しかもこれは東京都の補助金で、コロナの対策で出てきているところの一部を使っているわけですよ。町の金じゃないよ。しっかりしてよ、そういうところ。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

○総務課長（菊池正勝君） また、何回も同じような答えになると思いますけれども、こちらについては将来のデジタル化を見据えた形でやっているということをもまずご理解いただきたいということでございます。

そして、今回の対象というのが一番スマートフォン等を利用している世代だということもあって、こちらを提案したということでございます。

手続については、難しい面があるかもしれませんが、そこはこちらのほうが、想定外、私のほうで簡単にできたものですから、それほど苦労はないというような判断でございました。それについてはおわびを申し上げます。

ただ、こちらについて、これ始めるときから申し上げたように、こちらのほうの対象者と

いうのは正確に把握ができません、学生ということは。そういうことがありましたので、一部の議員の方についてはご協力いただいて、大変ありがたく思いますけれども、こちらのまだ申請していないという情報がございましたら、皆さんからも広報をしていただきたいということでございます。

この辺の支援については、いろんな議論があったんですけども、この方法でやらせていただきたいというのがこちらからのお願いでございます。もちろん申請について、お困りのことはどんどん問い合わせさせていただいていいということでございますし、時間がかかるようだったら、この後こちらでまた、対応のほうについては考えますので、その辺のところをご理解をお願いします。決して見捨てるとかそういうことではございませんので、皆さん、そういうふうにお考えになるかもしれませんけれども、その辺のこと改めてご理解をお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） あのねえ、さっき言ったように、あした、あさっての100万円より、今日の3万円のほうが必要かもしれないんだよ。将来のデジタル化に云々。それはあんたの考えでしょう。困っている人はそういうことを言っているんじゃないんだよ。何でそれが分からないの、あんたは。それを言っているの。

もともと話が出たのは、学生たちが困っている、コロナで困っているから、バイトができなくなって困っているからやろうという、それが出発点なんだよ。何をこれ、今、何月だよ、話が出てから。先を見越してやる必要があるものと、今、これはこっちのほうが急いで手渡しできるな、それを考えるのはあなたの仕事でしょう。後のデジタル化、知らないよ、そんなもの。言ったでしょう。先のたくさんのお金10万円よりも、今日の1万円、今日の3万円が必要なんだよ。そういう気持ちをね、あんた、そういうところが分かっているからそういう発想になるんだよ。もうちょっとしっかりしてよ、本当に。物の根本を考えて、それでやってもらわなきゃ困るよ、本当に。

○議長（奥山幸子君） 副町長。

○副町長（山越 整君） じゃ、ちょっとお話をもう一回整理させていただきたいと思います。

デジタルということでの話もちろんありますけれども、今回このJ-Coin Payを使うに至ったのは、ある大学で、数万人の学生さんの学生支援、現金給付です。これをするのにJ-Coin Payが使われました。こういった仕組みがもう既に構築されています。ほかの決済事業者さんの何とかPayっていういろいろありますけれども、それではまだそま

で至っていませんでした。

産みの苦しみに、登録のところは非常に大変、パターンによっては大変です。でも、スマホの機種によってやっちはすぐにできます。そうすると、一回これやれば、もし次、次がないことを祈りますけれども、次やった場合はJ-Coin Payを持って登録している方は一瞬で現金の送付ができます。しかも八丈町が、先ほど言っているように、個人の口座情報を一切持たなくても、J-Coin Payのスマホに入っていれば、そこに送金が、送金手数料、八丈町無料でいきます。どれだけのメリットがあるか。

しかも、そういったことをみずほ銀行さんが全て責任を持ってやっていただきます。これがデジタルの力でいけるのであれば、今回の学生支援はこれでいこう。先ほどから出ているように、このデジタルで一番問題は、スマホを持っているか持っていないかがまずあります。デジタル世代かどうかがあります。今のこの対象者はほぼ100%持っています。我々の想像がつかないぐらい生活になじんだ形でスマホを使いこなせています。ですから、アプリがもし入っていないなくても、入れるのは数秒で入れられます。

問題は口座登録です。それはいろんな、みずほだけに限らず、いろんな決済事業者さんのセキュリティーの問題で、どこの会社がやっても今は口座登録が非常に難しいです。だからそれはどこをやっても同じです。さっきも言った、八丈町がわざわざ口座情報を何百人と持たなくても構わない。それはもうリスク管理の問題からいっても非常にこのデジタルの恩恵を被ります。

そういったことを全て総合的に勘案して、今回はJ-Coin Payで、登録までの時間はかかったとしても、一斉送金ができるというところを今回我々採用させていただいて、10月に、今回五十数人ということでありましてけれども、当然これが増えてくれば、その方たちに一斉に送金ができるということですので、ぜひ今回これ我々やらせていただいて、先ほど東京都の補助が入っているという話がありましたけれども、これには入っていません。全部八丈町の、お金はそんなにかかるような話ではなくて、みずほ銀行にその人たち分のお金を預けるときの送金手数料、それがかかるぐらいということになりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 11番。

○11番（廣江 才君） 頭が固いというか何というか、おんなじことを俺に何回しゃべらせれば、分かるわけ。何万人も相手にしているんじゃないの。たった多くても180人の話をしているの。しかも、次の給付、来年もやってくれるのか。確定しているのか。それならそう

いうやり方、分かった、今回は申し訳ない、こういうやり方でやらせてくれ、来年も出しますからというなら、それはいいよ。最初の発想が違うというの。本当に困っているから出してあげましょうと。援助してあげましょう。そこからが出発点で、さっき東京都のお金と言ったの、その原資を言っているんですよ。3万円の原資掛ける180人か。幾らぐらいだ、五百何万かよ。その原資を東京都が出しているという話をしているだけなの。国から、国になるのか東京都なるか。その金の話をしているだけの話でね。

私が言っているのは、島民全体にやれとか、7,000人、8,000人にやれというなら、その気持ちは分かりますよ。たった180名。多くたって180名ぐらいの話の過程で、何をそんなにあっち行ったり、こっち行ったり、もう意味が分からない。

だからね、あなたね、楽だからだよ。ちょっと出してみな。そうすればね、本当の苦しみがね、一銭なしになってみないと分からないんだよ。はっきり言って……、何だっけ、学生証でも駄目。幾らかかると思っているのか。お金で、かかるんだよ、在学証明取るのに。総務課行ってもらってこなきゃいけないんだよ。運賃もかかるんだよ。交通費も。

○議長（奥山幸子君） 11番議員さん、お話の中身はよく分かるんですけども、收拾がつかないので、町長の……。

○11番（廣江 才君） もうね、同じこと繰り返しているからね。

○議長（奥山幸子君） 町長に答弁を求めたいと思いますが、いかがですか。

○11番（廣江 才君） はい。

○町長（山下奉也君） 皆さんの思いは分かりました。

課長会議でも、実際この事業は、やり方についてはいろんな意見がありました。そういう中で3番議員さんが言いましたように、いろいろ手続大変だと思います。私もJ-Coinは使っていますけれども、私にできるので、多分できると思いますけれども、そういうふうには、そういう人がいましたら丁寧に教えさせますので、そういう意味もありまして、これが、このやり方でやって、実際どれぐらいあるかと。私、実際この50人というのは、よくあったなと思っています。やっぱり今の若い人だなと思っています。

でも、それを9月で切ったのは、今、11番議員さんが言いますように、どうしてもそういう手続ができない人、スマホを持っていない人もいるかもしれない。そういう状況も見ようということもありまして、できればそういう、本当はそれで通したかったですけれども、そういう思いも含めて、どういう証明書とか、それを一回切った段階でできるのか、これをそのまま延ばすのか、もう一回検討させますので、よろしくお願いします。

今の思いは十分総務課長も分かっていると思います。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 5番。関連ですか。

○5番（沖山恵子君） すみません。J-Coinは置いておいたとして、誰が対象者かということに関してなんですけれども、例えば成人式の招待状を送るときって、町は多分、小・中学校の卒業生をずっと追って行って、親を通じてとかということに招待状を送ると思うんですけれども、誰が学校へ行って、誰が就職しているかは分かりませんが、小・中学校の卒業生から追っていけば、その対象の方に、町でこういう制度をやっていますよ、あなたのお子さんがもし学生でしたら対象となりますので手続きしてくださいというようなお手紙を出すことは可能かと思うんですね。

そういうようなやり方も含めて対象者を増やすように、少し手間ですし、お手紙出しますからお金もかかりますけれども、今の現状で大体180人ぐらいと思ったのが150人、3分の1だよということは知らない方もいらっしゃるかもしれないですし、また3番議員がおっしゃったように面倒くさいからやらないよという方もいるかもしれないですけれども、そういうことも現金化することもできますよと、J-Coin、大変ですけれどもやってみてくださいということをお手紙を添えて少し、そこら辺から追って行って対象者を掘り起こしてほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 町長。

○町長（山下奉也君） そういうのは、個人情報、今一番うるさいですから、そこはなかなかできません、はっきり言って。1人ずつチェックしていくということは、今は町の職員はできませんから、そういうところをご理解いただきたいと思います。

島の中で皆さん方が、学生とか、そういうところを大いにPRしてほしいと。町もまた、広報等でもPRを図りたいと思いますけれども、そういう方法しかできませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） すみません。私が言い出したことがこんなにもめるとは思いませんでした。

それで実は、さっき副町長も言っていたんですけれども、携帯がというんですが、携帯によっても機種とかOSとか駄目だと読み込めない場合があるんです。

それでさっき携帯がないという話もありました。OSが読み込めない機種もあります。私の息子も実はできなくて、私、何回も電話が来ていろいろ相談して、総務課長にも、苦情じ

やないけれども、こういう場合はできない、こういうときはできるといういろんな話もしたんですよ。そのOSが新しいやつ、新しい機種でやると読み込めるんですよ。マイナンバーカードも免許証も、本人確認の顔も。

ですので、もし9月いっぱいを延ばしていただけるのであれば、さっき言ったように携帯がない人、携帯が古くてできない人の対応というのを、例えば郵送でやってくれるとか、そういう対応も少し考えていただいて、11番議員が言ったように、緊急性の補助という形、支援という形になると思いますので、そちらのほうは、すみませんけれども一つ考え直していただいて、なるべくお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 町長。

○町長（山下奉也君） さっきも言ったように、まず9月で締めて、その分は早く払いたい。支給したいと思いますので、その後の対応を、そういう部分で拾い上げないとだと思えます。そういう問合せをしてくださいということで、皆さんPRしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 3番議員、よろしいですか。

（山下（則）議員「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 続いて質問をお受けいたします。

16ページまでよろしいでしょうか。

9番。

○9番（岩崎由美君） これも項目がないんですが、衛生費のところちょっとお伺いします。

今年、蒸し暑い日々が続く、大量のアリが発生しまして、皆さんいろいろおっしゃっていましたが、桎梏のほうで実証実験をやられていると思いますが、今度聞かれたら、そういうふうにお答えしたいと思うので、ぜひ情報として、今、アリの対策がどのようになっているか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、結果につきましては、9月の広報のほうで、環境だよりの中で、アシジロヒラフシアリ、第2回の一斉防除試験を実施ということで、良好に推移したということで、ご案内しております。

こちらのほうの記事に載っていない部分では、8月1日に第2回、また9月26日に第3回を予定してございます。第1回目の薬剤についてはうまくいったところがございますが、第2回の結果についてはまだ出てきておりません。また、第3回は9月26日ですので、まだ当

然見えていないと。

この結果を踏まえまして、都立大学の先生、外部アドバイザーとして私どもに協力していただいているんですが、そのほかに国の森林研究財団というんですか、研究所と薬剤、ハイドロジェルベイトという薬剤を使いまして実験しているところでございます。

今後、見込みとしましては、これがもしうまくいけば、例えば来年度は樫立だけではなくて、中之郷もしくは末吉も含めた坂上地域と。ただこれには、先ほどと一緒に一手間が必ず必要になります。そのご協力がないと、例えば坂下も含めた全島での一斉実施というわけにはいかない。

まず、今やっただけでいるのが、樫立自治会婦人会にご協力いただきまして、ベイト材のバック詰めですとか、ベイト剤の各戸への配達、そういったところをご協力していただいています。樫立地域の皆さんには本当にご協力いただき、この場を借りて感謝申し上げますけれども、樫立地域ではできたということで、樫立地域のどこかの方が漏れていますと、そこのアリのまた、当然コロニーとして、一瞬は少なくなったところのご家庭に侵出して、また元の木阿弥ということも十分考えられるというような形が想定されますので、ちょっとここは、各地域の方の全協力がいただけるというような条件と、またあと薬機法ということで、薬剤じゃないんですけれども、殺虫の成分が、今、野生の対策のような形で、物として販売されていないという状況なので、そこの2点をクリアしないとなかなか全島では行えない。今はあくまでも実証実験という中で、その法律の中で逸脱しないような形でやっているというような、実証実験中というような段階でございます。

(岩崎議員「ありがとうございます。結構です」の声あり)

◎延会の宣告

○議長（奥山幸子君） 議論は続いているんですけれども、ちょっと時間も迫っておりますので、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） あしたから、歳出12ページから引き続き、お受けするというごことをお願いいたします。

それではご異議ないものと認め、本日は延会といたします。

次の会議は9月8日水曜日午前9時より開会いたします。

(午後 3時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月7日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 廣 江 才

署 名 議 員 小 澤 一 美